

第三章 大國の再建

一九、中立隣邦諸國

獨逸の再強化はそれ直接の相手國に對して影響を與へたのみでなく、寧ろ歐羅巴全情勢は之に依つて決定的な影響を蒙り、就中佛蘭西の指揮下に屬する中歐諸國は事態の新機軸に依存せんとし、佛蘭西依存が最早凡ゆる危険から免れた唯一自由の政策ではなくなつた事實に注目する必要に迫られたかの感を抱くに至つたのである。此のことは同時に聯合諸國の統一戦線が解消され、佛蘭西、伊太利兩國間の對立が尖鋭化した丈それ丈表面化するに至つたのである。

波蘭は恐らく他列強よりも以前に事態を認識し、一九三四年一月早くも獨逸と諒解を遂げたのであるが、勿論其處には佛蘭西の絶えざる目により拙劣無策の裡に惹起された嫌忌の念が極めて強く行はれてゐたのである。然しながら此の嫌忌の念は其の場合にも行はれ他國の間にも其の不可避の發展を促すに至り、總て之はユーゴスラヴィアに現れ而も波蘭の場合よりも一層明瞭に顯現し、斯くて多年に亘り佛蘭西の最も忠實にして又最も不屈の従者として用ひられ來つた白耳義にも侵潤するに至つたのである。

白耳義はヴェルサイユ條約第三十一條に依つて其の中立を放棄し、大戦後最初の時代には白耳義が佛蘭西と緊

密な結合を保つてゐたことは當然のやうに思はれ而も之はブラツセルに於ても巴里に於ても正式の同盟を結ぶことは決して必要なことではないとされた程顯著な現れであり、世人は單純に同盟が存するものと前提して軍事協約の締結に甘んじてゐた位である。注意すべきことは國際聯盟規約は第十八條に於て聯盟加入國に依り締結せらるゝ條約は凡て之を公布すべき旨規定せるにも拘らず之を秘匿したことである。一九二〇年九月七日フォツシュ元帥(Foeh)とノアット(Noat)及マツリッセ(Marling)兩參謀長との間に調印を見た取極に對しては、白耳義及佛蘭西兩國政府が相互に之を認めた九月十日及同十五日附の添書を發表したことに依つて聯盟規約を果さうと考へてゐたのである。斯くの如く白耳義は一九二〇年代には佛蘭西の企圖する凡ての行動に關與し、特に一九一三年のルール地方侵入に参加したのである。同様に又ロカルノ條約交渉に引入られたことも自明のことであり、又佛蘭西が其の同盟國と結託して獨逸の親善國に相對したことも當然のことであつた。同時に白耳義は佛蘭西の防禦體制に加入して其の東部國境にマジノ線の延長と目されるべき要塞を建設し、而も西部國境には何等の防禦施設を行はず其の全國防軍は佛蘭西のそれと完全に併行する組織を物したのである。

此の進展こそ兩者の對立を招來するものであつたのである。フランデル人(The Flemish)の國民的思想は、大戦直後の時代に於ては計畫的に而も假借なく抑壓されてゐたのであるが一九二〇年の後半期に至つて始めて再び擡頭するに至り、新に民族と言語の平等を要求し始め、年々歳々彼等の目標に近付きつゝあることを知つたのである。有用な國民統計が欠けてゐたにも拘らずフランデル

人が白耳義人口の過半数を占めてゐること、及若し彼等を今後抑壓、迫害し続けんとするならば白耳義國の存在をも賭すであらうことを證據にし、彼等の内政的重壓と要求と密接に關聯を保ちながらフランデル國粹主義者達は佛蘭西同盟體制への無條件参加は云はゞ白耳義の威信及利害に反するものであるとの見解を代表し、此の見解の正當性は獨逸が再び強國となるに及んで明瞭となつたのである。何れにせよ、今や白耳義の安全が佛蘭西依存に依つては最早や保障されないことは瞭然であり否此の爲めにこそ或は起るべき獨逸紛争へ推込まれる危険があつたのである。

斯かる見解のみによるのではないが、フランデル人の輿論は對佛秘密條約の廢棄を要求し、一九三六年の初頭議會のフランデル議員は右の趣旨の正式動議を提出する丈に強力なものとなり、一月二十日には動議を提出し、三月十一日に對する論議が行はれたのである。先づロム・ゼー代議士 (Romms) に依つて始められ、彼は白耳義が自國の主權を放棄して佛蘭西軍事プロックの構成分子となつた経緯を述べ、ヴァン・ゼーランド首相 (Van Zeeland) は之を慰撫せんと試み、問題の軍事協約は數日前の三月六日破棄せられ、而も秘密的性質を有せず、唯參謀本部との不斷の連絡を規定する新な取極に依つて代らんとする事情にあることを報告したのであつた。白耳義政府が對佛關係の變更をフランデル人の動議に依つて始めて企圖したのか、それ共以前に其の必然性を洞察してゐたかは扱て置き、何れにせよ政府は其の目的を達成することが出来なかつたのである。フランデル國粹黨及カトリック黨所屬のフランデル人は新取極に依つて改善が得らるゝか否かに付いて論駁し、白耳義は佛蘭

西への凡ゆる束縛から離脱し、中立政策に還元すべきことを極力要求し、此の議會の討論には彼等代議士の要求を貫徹したフランデル戰士の示威が続いて行はれたのであつた。

ヴァン・ゼーランド首相が對佛新協定を公けにしたとき、獨逸は既に一九三六年三月七日ロカルノ條約の破棄宣言を行つた後であつた。此の獨逸の行動は、佛蘭西に拘束されることより生ずる危険を、白耳義の輿論に對し強烈に意識せしむるに至り、ライン保障條約は白耳義に對して根據なきものとなり、ライン地方の非武裝狀態は最早や存在せざることとなつたのである。白耳義は佛ソ相互援助條約に加盟してゐなかつた爲め、ライン保障條約を侵害したことはない主張し得た譯である。然しながら此の爲め白耳義が、共同の同盟國たる佛蘭西を同じ、ソ聯と緊密に結び付き又紛争の場合肩を接して之と共に起つであらうとの事實は如何ともすることが出来なかつたのである。若し白耳義が此の共同性を欲しなれば、彼の新同盟締結を妨害せざるを得なかつたであらうし又妨害を欲せず或は又之が出来なければ白耳義は其の責任を負はなければならなかつたのである。

加之白耳義は第二流國として、自ら服従すべき強國と運命を共にしなければならなかつた。更に又獨逸は佛蘭西と白耳義との間に差別を設けることが出来ず、凡ての原則的な考量は扱て置き白耳義が完全に中立したとてライン地方の非武裝を僅に其の國境にのみ存続せしめんとすることは實際上實行不能であつたであらう。白耳義が佛蘭西の同盟國であり、紛争の際佛蘭西は簡單に白耳義から進入する以上、此のことは全然問題とならなかつた。白耳義は之に付て不服を云ふ理由はなかつたし、胸に手を當てゝ自ら陥つた事態の責を負ふべきか否かを處理す

べきであつた。然し畢竟不平の理由有無の問題が更に提起され若し國家の性質上唯一の中立政策を遵守する意思がありとすれば、白耳義は獨逸の非武装地帯存続に何等の利害關係も持たなかつた筈である。白耳義は唯佛蘭西と主従の關係に入つたといふ理由で獨逸に依つては、客觀的戰爭危險に依つて脅威を受けたのである。夫れにも拘らず、白耳義政府は最初佛蘭西と進路を共にし、遠慮勝ちではあつたが、ロカルノ條約の討議に参加し、ヴァン・ゼーランド氏が三月十四日の聯盟理事會で行つた演説も、佛蘭西代表の興奮とは大に異つた自制的のものであつた。他方に於て當時波蘭と緊密な關係が生れ、波蘭の佛蘭西後見からの解放は白耳義にとつて手本となつたのである。即ち四月二十七日ヴァン・ゼーランド氏はベック波蘭大臣の答訪としてワルソーに到着した。丁度其の間佛ソ相互援助條約が批准された爲め、佛蘭西に對して自主的外交を行はんとする問題が討議されたことは想像に難くない所であつた。

次いで五月二十四日議會の總選舉が行はれ、其の結果フランデル人の地位は強化、進展を遂ぐるに至り、七月二十日ヴァン・ゼーランド新内閣の外相スパーク氏(Spaak)は記者團との會見に於て中立政策を採る旨を明し、親佛系新聞の痛烈な攻撃にも拘らず、此の立場を維持したのであつた。總て、白耳義は自國々境の保障を新ロカルノ條約に依つて得んと努力するものではあるが、外國々境の保障を引受くることは拒否するものである旨半公式發表が爲され、對内及對外の兩政策的立場から見ても、カトリック黨がフランデル派とワロン派とに分類されたことは大に注目すべきことであつた。(譯者註、ワロン人(Wallone)は、白耳義南部及東南部に住

み佛蘭西語を語る民族を謂ふ)

要するに以上の結論は、一九三六年十月十四日アルバート三世が閣議に於て試みた演説、而も普通の慣例を破り原文通り發表された演説より下されたのである。

之は、白耳義政策の目標とする所が、同盟の援助による戰勝への準備にあるのではなく、白耳義領土よりの戰爭の驅逐であるとの思想より出發したものである。即ちライン地方を再び占領することは、白耳義を新に大戰前と同じ状態に陥れるものである。斯かる事情にあつて白耳義は一方、隣國に對し白耳義領土を他國侵略の目的に利用せんとする思想を顧へさずべき有力な防禦體制を創設せざるを得ず、他方隣國の紛争より遠去かる外はないとし、斯かる對外政策の可能性は和蘭及瑞西の例に依つて證明される所であり、白耳義の軍隊は、従つて何れより戰爭が起らうとも國土を戰爭の前に防衛することを以て唯一の使命とするものであつた。

周知の如く、王はフランデル人とワロン人との意見の相違についても、佛蘭西の支配熱についても將又佛ソ相互援助條約にも觸れなかつたが、其の何れもが王にとつて影響を與へるものであることは明かであつた。王は同問題の國際法的方面にも觸れず、又白耳義今後の中立政策の性格を詳細に論廓付けることもせず、更に瑞西は國際聯盟に加入して半は其の中立を保障され、之に反し、和蘭は法律上の意味からではなく自己の意思によつて唯事實上の中立を保つてゐるが如く、兩國の法的地位は飽く迄相違してゐたにも拘らず、此の兩國を手本としたのである。而も彼が問題としたのは物ではなく、形式であつた。即ち彼の欲する所は白耳義が、他國は知らず、

自己の利害のみ有效な純白耳義的政策を実施することにあつたのである。

此の王の演説が佛蘭西に於て驚くべき衝動を興へたことは大に注目すべきことであつた。巴里新聞は白耳義が過去に於て演じた局面展開の事實を毫も周知しないかの如く言論し、恰も中立の概念が未知であるかの如き態度を取り、王の聲明を不可解且謎であるが如く解釋し、白耳義が今や國際聯盟より脱退し、條約上の凡ゆる義務より免かれんとするものであるかを問ひ、同時に白耳義が佛蘭西の保護を抛棄することに依つて、遭遇すべき危険に付て述べ目下必要となつた軍備増強の爲め、白耳義の負ふべき財政的負擔に關し警告的指示を興へたのである。然るに又將來北部及東北部の佛蘭西國境が無裝備状態となり、且佛蘭西は二〇〇軒に亘り新に要塞を建設するの餘儀なきに至つたことを漏らしたのであつた。

英吉利は佛蘭西の立場に立ち、之と共同して白耳義に對し強壓を加へたが、白耳義は微動だもせず、交渉は半年も繼續して尙且面倒な状態となり、遂にアルベルト王の倫敦訪問を必要ならしむるに至り、結局白耳義の立場は貫徹され、英吉利及佛蘭西は一九三七年四月二十七日共同聲明を以て、之を承認することとなつたのである。即ちライン保障條約より白耳義が佛蘭西に對して負へる保障義務は之を免除したが、然し白耳義の佛蘭西に對する相互援助義務は之を維持したのである、同時に英吉利及佛蘭西は白耳義が凡ゆる侵略に對し、其の國境を防備し、又此の目的の爲めに必要な措置を講じ、更に國際聯盟に忠誠を誓ひ、聯盟國の一員として課せられた義務を履行すべき前提條件を提示したのである。

白耳義は右の條件を受諾する旨回答文を送つたが、此の結果英佛兩國を利する片務關係が生ずるに至り、別して英吉利と佛蘭西とが白耳義の防備體制の監督權を享有するものと主張することも考へられたのである。事實四月三十日の下院と、五月四日の上院に於て行はれた討論中、社會民主黨、自由黨、ワロン・カトリック黨より白耳義は依然として一九三六年三月七日の協定に基き英吉利及佛蘭西との參謀本部會談の權限を有するものであるとの意見が主張され、之と同一の意見がイーデン氏に依り四月二十八日の下院に於て暗示的に開陳されたので四月三十日の上院外交委員會に於てデルボー佛蘭西外相に依り忌憚なく吐露されたのである。之に對しスパーク白耳義外相は四月二十九日の議會に於て極力之と争つたが、事態は完全に明朗化したとは考へられなかつたのである。

此の事態が最初變更を見たのは一九三七年十月十三日獨逸政府と白耳義との間に公文の交換が行はれた時である。之に依つて獨逸は白耳義が「完全なる主權の下に獨立政策を遂行せんと企圖しある」點並に白耳義が凡ゆる攻撃、侵略に對し其の國境を防備し、以て自國領土を他國軍隊の通過の爲め、或は作戦基地として第三國攻撃の目的に供せらるゝことを防止せんとする決意を有することを知つたのである。之に應じて白耳義は其の防備を有效なる方法に依つて構成し又獨逸政府は、之に基き、獨逸に對して加へられたる或る種軍事行動に對し白耳義が協力せんとする場合を除いては、事情の如何を問はず白耳義の不可侵性と安全性とを毀損することなく、常に白耳義領土を尊重するに決したこと、更に又獨逸政府は白耳義が他國の攻撃を受くる場合には、英、佛兩政府と

同様之に支援を與ふる用意のあることを明にしたのであつた。

白耳義政府は「大いなる満足を以て」獨逸の聲明を受諾する旨の回答文を送付し「深謝の意」を表明したのである。

斯くの如くにして諸國間に於ける勢力の均衡は一應樹立を見るに至つた譯である。白耳義の對國際聯盟關係問題は扱て置き、獨逸の聲明は英吉利及佛蘭西のそれと完全に一致し、兩者の提出した條件は同一であり、一方獨逸、他方英吉利及佛蘭西の負ふべき義務も同様であつた。又監督權も參謀本部會談問題も今や明に解消するに至つたのである。即ち斯くすることは無意味であるので、此の可能性は完全に消滅したのであつた。

斯くして白耳義は佛蘭西同盟體制より離脱し、大戦前とは法形式を異にするものではあつたが、茲に再び中立國となつたのである。

次に瑞西は白耳義の場合とは多くの點に於て相違するも、結局或る程度之に類似の進展を遂げたのである。即ちウエストフリア條約以來遵守され、一八一五年の維納會議に依つて承認された瑞西の中立はヴェルサイユ條約第四三五條に於て新に確認されたのであつた。然るに其の後、同國の國際聯盟加入問題が提起せられたとき、廣範圍に亘る中立性を維持することには成功しなかつたのである。理事會は瑞西の希望に應じ、一九二〇年二月十三日の倫敦決議に基いて、同國が軍事制裁に参加する義務並制裁戰爭の爲め配備されたる軍隊の通過を許容すべき義務を免除することとしたのである。然るに理事會は有名な第十六條の經濟的並財政的制裁措置に瑞西

は參加すべしであるとの説を固執した爲め、瑞西國內に極めて大きな不安が惹起され、一九二〇年五月十五日及十六日施行された國民投票の結果、國際聯盟加入賛成投票四十一萬四千八百三十四票、反對投票三十二萬二千九百三十九票となり、斯くて事實上瑞西の中立は放棄され、此の結論を導き出すことは、勿論瑞西政界も將又同法律界も之を拒否したのであつた。

茲にエチオピア戰爭を試験的に引證しなければならぬ。アルバニア、埃太利及洪牙利の諸國は自ら齎らした伊太利との特に緊密な友好關係により、對伊太利制裁への關與を悉く拒絶したのであるが、瑞西にとつては斯かる友好關係は勿論適用出来なかつた關係上、之等の諸國に倣はんとする決意は固め得なかつたのである。然して他の方法即ち凡ての輸出禁止を同時に伊太利及エチオピアに對し發動しつゝ、自國の中立を維持しやうと試みたのである。斯くして一九〇七年十月十八日の海牙協定、即ち全制限を交戰國に對し一律に適用すべき中立國の權利義務に關する同協定を遵守したのであるが、元來瑞西に對するエチオピアの物資供給は問題ではなく、従つて瑞西の執つた措置は實際に於て唯伊太利に對してのみ爲されたものである以上、右が單なる見せかけに過ぎないことは何等立證する必要はなかつたのである。同時に又瑞西の態度が規約に忠實であるにも拘らず規約の意義に矛盾してゐたことは看過出来ない所であつた。次いでエチオピアの降服は制裁體制の無根據を、論駁の餘地なく明瞭ならしめ且所謂オスロ會議參加國を含む全列強が聯盟規約第十六條に依り最早や拘束を受けざるものと思惟し、將來制裁措置に對しては唯自己の裁量に基き適宜參加するであらうと聲明したとき、瑞西の輿論は活潑な動きを始めたのである。

である。瑞西は表面は兎も角現實には其の中立を放棄して居り、而も其の中立再建に精進すべきであるとの見解が益々強くなるに至つたが、之は數百年の古き傳統を顧慮した上でのものであり又實際的に考へても當然斯くあるべきことであつた。瑞西聯邦の存在は隣國三大列強中、其の一つが既に正式に國際聯盟を脱退し、其の二つが事實上之との關係を中絶してゐる爲め、制裁體制の羈絆に依つて危險を蒙るに至つたといふのである。

従つて、瑞西に於ても、獨逸の再強化は甚大な影響を與へずには置かなかつた譯である。獨逸が國際聯盟に屬してゐなかつたといふ事實は、それが無裝備時代であれば、瑞西の態度に何等の影響を與へるものではなかつた、然し獨逸が再強化した今日、若し瑞西の無制限中立が承認されなかつた場合には、聯盟に留るか否かを國民投票に依つて決定することとなり、其の準備委員會が設置せらるゝ迄に至つたのである。

聯邦議會は最初此の運動に對し反對の態度を採つたが、次いで一九三七年十二月十一日伊太利の國際聯盟脱退、は右準備委員會の開設と共に行はれ、此の爲め聯邦會議の見解には改訂が加へられることとなつたのである。即ち之を機として準備委員會は一九三八年四月二十日國際聯盟事務局總長宛書を提出し、理事會が瑞西の完全なる中立を承認し且此の中立承認が聯盟規約の條項に合致する旨の言明を行ふやう要求したのである。此の動議は五月十一日の理事會に上程され、聯邦議員モツタは重ねて瑞西の立場を闡明し、依つて理事會は五月十四日支那及少聯の棄権の外全會一致を以て次の如く決議したのである。即ち理事會は「將來如何なる方法に依るも制裁規定實施に協力せざるべき」瑞西の意圖を諒とし、併せて「瑞西は斯かる協力の爲め要請せらるゝこととなるべし」

との聲明を行つたのである。

以上の如くして、瑞西は其の目的を達成したのであるが、然し注意すべきことは、瑞西が尙、本問題を未解決であると考へたことである。寧ろ瑞西は聯盟に屬せざる兩隣接國に依存する必要ありと考へた結果、五月十九日二十日の兩日同文二通の公文を以て之を實行し、六月二十一日獨、伊兩國より共同一致の聲明書を接受したのである。之に依れば兩國政府は瑞西の中立を脅威するが如き義務より同國を解放するものであり、更に再建を見たる同國の中立を承認し、且之を尊重するものなることを確約したのである。瑞西は右の聲明書に盛られた友誼的諒解と有力なる保障とに對し感謝の意を表明して之に對する回答としたのである。斯くの如くにして全問題は事實調と有力なる保障とに至つたのであるが、之は歐洲の平和の爲めにも將又瑞西自體の爲めにも歓迎されるべきものであつて勿論之に依り國際聯盟が新に敗北を喫したことも看過してはならないのであつた。去り乍ら此の「聯盟國の完全なる中立は、何としても聯盟規約に合致するものではなかつた。聯盟理事會の反對意見は然し聊も變更され得ず、却て原則の遵守と論理とを無視した新な證據を齎らすに過ぎなかつたのである。

結局に於て獨逸は西部及南部國境の白耳義、瑞西兩隣接國の中立を確保せしめたのである。

二〇、西 班牙 内 亂

エチオピア戦争は、一九三六年五月九日伊太利の合併通告に依り、終末を遂げたものと云ひ得るのであるが、第三章 大國の再建

國際聯盟が聯盟加入國に對し對伊制裁撤回を勸告し、之に依つて戰爭終結の承認を決議する迄には、其後約二ヶ月の歳月を要したのである。然るに其の後一週間足らずして歐羅巴は、假令それが國際的戰爭ではなく、一種の内亂ではあるにせよ、新たな戰爭の事實の前に逢着するに至つたのである。

即ち一九三一年四月十四日、西班牙王朝が仆れて、第二共和國が布かれたのであるが、第一期の急進主義派が流血の慘事の裡に顛落を喫して後、漸く平穩が齎されたのであつた。既に一九三三年九月の共和新憲法議會總選舉には四百七十名の議員中、右翼派二百七名、中央派百七十名となり、次期に入つて國內の狀態は愈々健全となつたかに見えたのである。輿論は急進的に右翼化し、一九三六年二月十五日の新選舉に於ては、全般的に右翼派の決定的勝利が期待され、而も又王國の再興さへ期待されてゐたのである。

然るに此の期待は裏切られ、驚くべきことには左翼人民戦線派の大勝が齎されたのである。左翼派は過去に於て何等の勢力を有せず、又信ずべき説に依れば「テロ」と選舉迫迫の結果生れたものであつた。それにも拘らず右翼派並中央派は議會規則に屈服して、遂に敗退するに至り、無政府主義國家を放棄してゐた左翼派政府が中央派政府に代つて登場し、之と共にボルシェヴィズムの勢力が擡頭し、而も昔々の王朝時代にも將又第一期の共和國時代にも存在しなかつたソ聯との外交關係が開始せらるゝに至つたのである。即ちソ聯の全權がマドリッドに現れ、急進化の増大に伴ひ次ぎに更迭された内閣の顧問となつたのである。國民主義派に對して加へられた流血の「テロ」は、總て戰慄を覺ゆる迄に猖獗し、七月に起つた右翼派の領袖

カルヴォ・ソテロ(Calvo Sotelo)暗殺事件は、遂に軍隊騷起の指標となり、其の先頭に立つ者は、最初の襲撃に大功を収め、西班牙領土の大半をマドリッド實權者より解放し彼等をしてマドリッドを放棄せしめ、ヴァレンシアに亡命せしめたフランコ將軍(Franco)であつた。彼は其の後も優勢を持してゐたが、最後の勝利を獲得する迄には多くの努力を要したのである。即ち赤色軍はソ聯軍隊及全世界のマルクス主義義勇軍に依つて増強され、又佛蘭西及他國からの戰時器材を備へてゐたからである。一九三九年二月初旬、漸くにしてバルセロナが陥落し、カタルーニヤ全地方が降服して始めて内亂の終結を通告し、三月二十九日のマドリッド明渡しと共に終止符を告げたのである。之より幾三月二十七日英、佛兩政府は遂にフランコ將軍政權を承認したのであつた。赤色領袖に與へた道義的且物質的支援に依り英吉利及佛蘭西が自ら負つた重大な責務は、此の遅滞き手段に依つて消滅出来るものではなかつたのである。

獨逸自體は西班牙内亂には直接關與はしなかつたが、然し間接にはボルシェヴィズムが西班牙に地歩を占めず従つて歐羅巴を席捲しないやう關心を有してゐたことは勿論であつた。同じ立場が伊太利に付いても云はれ、又其の地理的事情の爲め伊太利は直接之に参加したのであるが、ボルシェヴィズムが地中海西岸に根據地を置くことは、何としても隱忍出来ぬことであつた。従つて、エチオピア戰爭及制裁戰が齎らした獨伊兩國間の接近とは別に其の緊密なる協力が必要となり、就中西班牙内亂は獨逸の全外交政策にとり重要なものとなつたのである。其の顯現としても最も著しいものは、既に一九三六年十一月十八日獨伊兩國のフランコ將軍政權承認の際に於け

る利害關係の共通性であつた。此の措置は國際法上全然非難の餘地なきものであつたのである。何となれば一國に於て相互に角逐する二政府の何れを合法的なものとして承認するかは、國際法の原則に依れば各主權國の裁量に一任されてゐるからである。更に又此の場合フランコ將軍を選擇し彼の敵手を抹殺すべきことは、フランコ將軍が西班牙全土の三分の二を支配し、而も彼のみが文明國政府に對し要求權を有するものであつた以上一點の疑義も存しない所であつたのである。

從來倫敦不干渉委員會に於ても獨逸兩國にとつては共同的活動の分野が生れてゐたのである。

當時佛蘭西を統治してゐた人民戦線ブルーム内閣 (Blum) は初め赤色西班牙政府を公然援助しやうとしたが、之に依つて内政的に大きな困難の發生することを悟らざるを得ず、斯くて形式的に超黨派的態度を採るに決し、八月二日他の歐羅巴諸國政府に對し、自國と同一の態度を採り且不干渉協定を締結する様提議したのである。彼等諸國は之に同意し、九月九日倫敦に國際委員會を招集したが、此の使命とする所は不干渉を實行するに必要な措置を調整、統一する點に在つたのである。之は正に史上其の例を見ない所のものであつた。國際法の見地よりすれば、西班牙内亂に對し他の全列強は全く自由な手を打ち、任意に一方の政權を合法的政府として承認し、且他の一方が勝利を獲得した場合、之を非友誼的行為と看做し其の結果生ずる危険は自ら之を冒して、前者に援助を與へることが出来るものであり、又兩政權を交戦者と看做して中立を宣言することも出来るのである。其の場合には、國家として、其の一方に對し凡ゆる援助若は便宜を供與することは抑制しなければならぬのである。

が、他方其の國民は國際戰爭に於けると同様武器其の他の必需品を兩者に供給する自由を有し、最後に此の場合には相手の一方と同盟を締結することも可能であり又合法的であるのである。

扱て然るに全く新規の方法が講ぜられなければならなかつた。即ちフランコ將軍にも將又バレンシヤ政權にも交戦國の權利は歸屬せず、從つて中立も同盟も問題とならず且不干渉協定に依り其の何れをも或る種の援助を受けることは出来なかつたのである。更に又國家のみが完全な抑制を行ふべきでないのみならず、同様の義務が國民に對しても課せらるゝこととなり、特に戰時器材の供給は之を禁止することとなつたのである。斯くの如くにして兩政權の親善國及後援國の關係悪化、延いては歐羅巴平和の危険を回避せんと望んだのである。

然るに委員會の第一回會議は、協定全調印國が聊も自らの義務を履行する意思を有してゐないことを認められたのである。九月十日既にフランコ將軍は、佛蘭西がマドリッド政權を引續き援助してゐるのに對し抗議を申込む外なきに至つたのであるが、同十九日彼はバルセロナ及ヴァレンシヤに再びソ聯製飛行機の到着したことを知つたのである。駐英ソ聯大使マイスキー (Mikoyan) は、フランコ將軍援助に付重ねて獨逸及伊太利に其の責任ありと難し、同時に適切なる措置考究に對しても執拗に之を阻止せんとしたのである。斯くて委員會は不愉快且成果なき論争に終始したのである。内亂勃發後九七ヶ月を経た一九三七年二月十六日漸く委員會參加國は、獨逸が一九三六年八月二十七日提案した義勇軍派遣禁止の用意ある旨を聲明し、同時に義勇軍の派遣及戰時品の輸入を防止する爲め、國境並海岸監視設置を決議したのである。次いで此の海岸監視より獨逸が再獲得した地位を明瞭に具體化

した注目すべき事件が発生するに至つたのである。

獨逸、佛蘭西、英吉利及伊太利が海上監視を委託されたが、扱で、五月二十四日伊太利監視船がマロルカ島 (Mallorca) のバルマ港 (Palma) に碇泊してゐた所、ヴァルセロナ政權の飛行機に依つて爆撃を受け破片が其の四隻の甲板に落ちたのであるが、襲撃が餘りにも急激であつたが爲めに、之が防禦の手段に訴へることが出来なかつたのである。五月二十六日又も攻撃が繰返され今回は爆撃機が一隻の士官室に命中し、士官六名は死亡し、他に多數の負傷者を出したのである。依つて伊太利は倫敦委員會に抗議を提出し、同委員會は詳細なる報告を依つて、事件の検討を約し且遺憾の意を表明するに決したのである。

五月二十九日装甲艦「ドイチュラント」號がイヴィサ港 (Ibiza) に碇泊中、午後六時より七時迄突如ヴァルセロナ政權の飛行機二百より爆撃を受け、爆撃機の一つが乗組員室に落ち死亡二十三名負傷八十三名を出し之等負傷者中には其の後死亡した者も尙多數あつた。同艦は彼等をジブラルタルに運んだ所、三十一日朝、同姉妹艦「アドミラル・シュール」號が、アルメニア港外に現はれて、同港を砲撃し海岸砲台は、之に應じたが直に沈黙に歸したのであつた。同日獨逸代表は不干渉委員會に文書を提出して、該事件の報告を行ひ、併せて獨逸は斯かる事件の頻發に對し保障が與へられざる限り、今後委員會並監視制度に参加しないであらうと言明した。伊太利も之に倣つたのである。

同事件を續つて活潑な論争が行はれたのは勿論である。ヴァレンシヤ政權は同政權飛行機が最初「ドイチュラント」號の射撃を受けたのだと主張し、一方獨逸側は同艦が碇泊中であり、之は乗組員が將校集會室にゐたこと

白耳義は右の條件を受諾する旨回答文を送つたが、此の結果英佛兩國を利する片務關係が生ずるに至り、別して英吉利と佛蘭西とが白耳義の防備體制の監督權を享有するものであると主張することも考へられたのである。事實四月三十日の下院と、五月四日の上院に於て行はれた討論中、社會民主黨、自由黨、ワロイン・カトリック黨より白耳義は依然として一九三六年三月七日の協定に基き英吉利及佛蘭西との參謀本部會議の權限を有するものであるとの意見が主張され、之と同一の意見がイーデン氏に依り四月二十八日の下院に於て暗示的に開陳されたので四月三十日の上院外交委員會に於てデルボー・佛蘭西外相に依り忌憚なく吐露されたのである。之に對しスパーク白耳義外相は四月二十九日の議會に於て極力之と争つたが、事態は完全に明朗化したとは考へられなかつたのである。

此の事態が最初變更を見たのは一九三七年十月十三日獨逸政府と白耳義との間に公文の交換が行はれた時である。之に依つて獨逸は白耳義が「完全なる主權の下に獨立政策を遂行せんと企圖しある」點並に白耳義が凡ゆる攻撃、侵略に對し其の國境を防備し、以て自國領土を他國軍隊の通過の爲め、或は作戰基地として第三國攻撃の目的に供せらるゝことを防止せんとするの決意を有することを知つたのである。之に應じて白耳義は其の防備を有效なる方法に依つて構成し又獨逸政府は、之に基き、獨逸に對して加へられたる或る種軍事行動に對し白耳義が協力せんとする場合を除いては、事情の如何を問はず白耳義の不可侵性と安全性とを毀損することなく、常に白耳義領土を尊重するに決したこと、更に又獨逸政府は白耳義が他國の攻撃を受くる場合には、英佛兩國政府と

同様之に支援を與ふる用意のあることを明にしたのであつた。
白耳義政府は「大いなる満足を以て」獨逸の聲明を受諾する旨の回答文を送付し「深謝の意」を表明したのである。

斯くの如くにして諸國間に於ける勢力の均衡は一應樹立を見るに至つた譯である。白耳義の對國際聯盟關係問題は扱て置き、獨逸の聲明は英吉利及佛蘭西のそれと完全に一致し、兩者の提出した條件は同一であり、一方獨逸、他方英吉利及佛蘭西の負ふべき義務も同様であつた。又監督權も參謀本部會議問題も今や明に解消するに至つたのである。即ち斯くすることは無意味であるので、此の可能性は完全に消滅したのであつた。

斯くして白耳義は佛蘭西同盟體制より離脱し、大戦前とは法形式を異にするものではあつたが、茲に再び中立國となつたのである。

次に瑞西は白耳義の場合とは多くの點に於て相違するも、結局或る程度之に類似の進展を遂げたのである。即ちウエストフリア條約以來遵守され、一八一五年の維納會議に依つて承認された瑞西の中立はヴェルサイユ條約第四三五條に於て新に確認されたのであつた。然るに其の後、同國の國際聯盟加入問題が提起せられたとき、廣範圍に亘る中立性を維持することには成功しなかつたのである。理事會は瑞西の希望に應じ、一九〇年二月十三日の倫敦決議に基づいて、同國が軍事制裁に参加する義務並制裁戰爭の爲め配備されたる軍隊の通過を許容すべき義務を免除することとしたのである。然るに理事會は有名な第十六條の經濟的並財政的制裁措置に瑞西

を受け、十五日には魚雷三發、十八日には一發の發射を受け、三發は命中せざるも、水面に現れた氣泡と聽音器とに依つて、其の事實が確認され、反之六月十八日の魚雷は「ライプチヒ號に命中し、不發の儘、舷側に痕跡を残したのである。之は赤色西班牙か、ソ聯かのUボート以外に發したものとなく、ソ聯のUボートもヴァレンシヤ政權が使用してゐる以上其の行動は同政權の責である、従つて此の責任はヴァレンシヤ政權に歸すべきであり、獨逸は之に對し六月十二日の諒解に基づきヴァレンシヤ政權宛監視國共同警告を發し、且共同艦隊示威を行ふやう提議し、同時に獨逸の保存する證據物件を共同して審理することに同意する旨言明したのである。然るに英吉利及佛蘭西は先づ調査を行つた上何等かの措置を考慮すべきであると要求したのである。之に依つて世人は解決の遅延を並策してゐるのだとの印象を免れる譯には行かなかつた。而もソ聯代表は倫敦委員會に公文を提出し、豫め全委員會の承認なき以上、監視國の採るべき措置に關しては原則として其の權限を認めずと主張した爲め、遅延を並策してゐるとの印象は愈々強くなつたのである。従つて若し獨逸が之に讓歩すれば、期間や又其の結果は察知するに由なきも何れ交渉は進展を見たであらう。

斯くの如くして、獨逸は再度監視より脱退する外なかつたのである。伊太利も之と行動を共にし、遂に監視は存在の根據を失ふに至つたのである。然し兩國は依然不干渉委員會には席を置き、之に依つて兩國は委員會が赤色西班牙に對する同情に依つて決定せらるゝソ聯及佛蘭西の政策の道具となることを防止したのである。然し佛蘭西及ソ聯の此の態度と英國代表の優柔不斷とに直面して、同委員會の積極的活動は不可能視され、如何に手段を

盡しても、海岸線及國境監視を本来以下の範圍に於てすら復活することにも遂に成功せず、外國義勇軍召還問題に付ても、又兩政權に交戦國の權利を容認すべき問題に付ても何等解決を遂げることが出来なかつたのである。斯くして同委員會が二ヶ年半の存続を以て残したものは、國際聯盟の範圍内に於けると或は之と別個なるを問はず、集團的行動の方法にては現狀に於て眞剣な政治的的的は達成出来ないものであることを確認しただけであつた。之とは別に、西班牙内亂即ち赤色派の流血的慘事は、ボルネウイヰムが歐洲文明文化、國家社會及世界平和を脅威することより甚だしきはないとの獨逸の見解が正當であることを證據立てたのである。勿論英佛は此の證據の重壓に屈服しやうとはしなかつた。人民戦線が佛蘭西を支配する限り、ヴァレンシア政權に凡ゆる援助を與へ、從つて又其の行動も赤色西班牙に對する不可解な同情に依つて決定されてゐたのである。然し、一九三八年二月二十日迄英國の外交政策を指導し來つたイーデン氏は、一方獨逸に依つて表現され、他方ソ聯に依つて表現され、而も之等を同一視し、更に彼等の間に立つ偉大なる民主主義よつて斷乎排斥すべき彼の珍奇な兩極端平等價值説を英國の名に於て代表してゐたのである。

二一、獨・伊樞軸と獨・伊・日三角關係

伊太利がエチオピア戰爭の際、自國將來の爲めに闘つた時獨逸が採つた態度に依り獨逸、伊兩國間に友好關係が芽生え、其後此の關係は愈々顯著となり、兩國の目的が合致し又其の共同の敵に對する闘争の必然性を示現した

彼の西班牙内亂の間に兩國の協同は益々強靱なものとなつた。獨逸兩國は相共々に同じ日に而も又同じ言葉を以て西班牙フランコ國民政府を承認し、又倫敦委員會に於ても同政府の爲めに盡力したのである。イツィサ襲撃事件に當つて伊太利は獨逸側に立ち、又「ライプツヒ」號攻撃後、獨逸と歩調を一にして海岸線監視より離脱し、一方一九三七年十二月十一日伊太利が國際聯盟退退を通告したとき、獨逸は衷心よりの理解と温情ある同情とを寄せ且獨逸は今後聯盟復歸を考慮しないであらうと發表したのである。

次いで一九三八年三月獨逸の埃太利合併が實現するや、伊太利の態度に感謝してヒットラー總統はムツソリーニ宛印象的な謝電を發した程である。更に半歳を経て幾百萬獨逸人の運命、延いては歐洲の和戦を決すべき問題が勃發したとき、チアノ伯が十一月三十日の下院に於て聲明した如く、伊太利は獨逸加増の意思を以て軍隊を動員し、獨逸は之に酬ゆるにアルパニヤ問題に關する伊太利支持を以てしたのである。

一九三六年十一月一日ミラノ (Milano) に於ける演説中、第一に伯林、羅馬樞軸に付き言及したのは正にムツソリーニ其人であつた。爾來獨逸の友好關係は鞏固なる概念となり、其の意義に於て極めて貴重なる國際政治の原動力となり、ヒットラー及ムツソリーニは此の友好關係の確固不動なることを繰返し言葉を盡して言明し、一九三七年九月のムツソリーニの伯林訪問、一九三八年五月のヒットラーの羅馬訪問に於て其の頂點に達したのである。而も之等訪問は形式に於て又外面的結果に於て、普通行はるゝ國家訪問とは異つてゐる爲め、懷疑的な世界に與へた印象は到底見逃す譯には行かなかつたのである。

從來政府首腦間の訪問が、大衆の示威運動に結び付き、又主客相共に幾千を數へる集會に挨拶を行ふ如きは類例のないことであり、而も之は兩國間の關係にとつて決定的であつたと同時に國際關係上新紀元を開するものであつた。兩黨首の會見が、同盟乃至友好條約を締結するが如き或る種の條約を具現するものでなかつたといふ事實が即ちそれであつたのである。

斯かる條約の締結はムツソリーニの伯林訪問當時既に外國の豫期する所となり、世界の新聞は其の形式や内容に付て詳細なる觀測を行つた程である。之等の期待が實現しないと見るや、新聞界は腹藏なく満足の意を表明し而も兩首領の會見が就中粉飾的な性質を有するもので永続的效果は現れないであらうとの結論さへ下さうとしたのである。英吉利外務省も佛蘭西外務省も此の見解を採り、此の結果十月二日即ちムツソリーニの伯林訪問數日後早くも、伊太利が英佛共同公文に依つて西班牙問題に關する特別會談の招請を受けたことが明にされたのである。佛蘭西新聞は、斯くの如くして西歐三列強の新たな接近と、究局に於てストレーザ戰線の復活とが希望されてゐることを明瞭に認識せしめたのである。然るに十月九日伊太利が獨逸を招請せざる會談若くは會合には毫も參加する意思なしとの謝絶狀を手交したことは、それ又印象深いものであつた。此の伊太利の態度に依つて獨逸、伊太利間に條約はなくとも緊密な結合關係が存在してゐると結論せざるを得なかつた譯である。

それにも拘らず、一九三八年五月ヒットラー總統がムツソリーニの訪問に對し答禮を行つたとき、又もや前述と同様の感測が擡頭したのであつた。然るに矢張り之は實現せず、世人は羅馬に於て取交はされた談合を仔細に説

明して自慰せんと努め、又詳細に之を解剖し、兩首領が述べた語調を玩味し、讀心術を練磨した程であつた。就中「タン」紙は、ムツソリーニ首相が唯強靱なる友好關係と緊密なる協力に付て若干知らうとしたのみであるに反し、ヒットラー總統は正式の條約なくとも、同盟關係が存在するか如く述べたと報道したのである。英國新聞の論評中では「イヅニング・スタンダード」紙のそれが最も注目を惹き同紙は問題を數項に分つて慎重に取扱ひ、其の見解として、ヒットラー總統とムツソリーニ首相とは意見の一致を遂げてゐるのだと爲したのである。

其の本質より見れば、同紙は當時の凡ゆる政治問題を包括する條約案其の物を提供したものであり、唯前文と署名とが欠いてゐた丈であつたのである。以上は凡て世界大戰後の考へ方の特徴を爲すものであり、之は今日の政治家やジャーナリストにとつて獨伊關係の意義と範圍の理解を除きにも困難ならしめた考へ方であつた。彼等は就中兩國關係を形式と本質とに於て或る偶然的且一時的なものであるかの如き見解を明にしてゐるが、然し實際に於て此の關係は今日最も深刻な動搖を招來した國家社會の基礎再建を目論まんとする新しい發展を示すものである。

彼等の此の考へ方の根柢は世界大戰前に溯るものである。當時既に民族及國家の關係を相互に條約を通じて確定せんとする政策が生れ出で始めてゐたのであるが、此の二十一年間に此の政策は佛蘭西を先頭として愈々有力となつたのである。成る程此の政策を固定の方式に當嵌め、之を明示的に信奉することは避けたのであるが、さうすれば此の政策の矛盾はつきり現れるわけである。然し世人は國家關係を相互に取極に依つて形式付け、條文

に依つて國民の運命を導き、其の意欲と衝動とに方向を與へ且其の利害に思ふ通りの形態を與へることが可能であると眞剣に信ずるかの如き行動を採つたのである。草案され、署名され、さうして批准されたものは拘束力を有すべきであり、又世界を包含する國際聯盟は條約上の權利を侵害された訴言者に對し其の手を差し延べなければならぬとしたのである。

紙による條約の網は愈々細かく詰まつて來、佛蘭西の屬領間にも次第に保護國の條約網を冷笑し始め、簡單に理性を働かせて考へれば此の組織が全然逆であるとの結論に到達するにも拘らず、此の條約網から離脱する力はなかつたのである。去り乍ら條約は事實上與へられた關係の形式であり、即ち此の關係とは別個に存在する勢力關係及利害の現れ以外の何物でもないこと及條約が此の勢力關係及利害に相反する限り、紙上に現れた條文は何等の價值を有しないことは明白である。勿論此の場合勢力關係及利害は純物質的の意味に解釋してはいけな、寧ろ皆てビスマルクが力説した所謂不可量性 (die Unponderbarkeit) が加味されなければならぬのである。他方に於て、條約の拘束力に對する信念が或る作用を働くことは勿論忘却してはならない。然し乍ら歴史は何百回となく民族の生存權に矛盾する條約は決して遵守されなかつたことを立證してゐるのである。假令形式法學的に事態存続の條款や乃至其の他の物を以て正當付けやうとしても、斯かる條約は最後の土壇場に於て常に抛棄された事實が依然として存在してゐるのである。

反對に眞の利害共通に基く二國間の關係は效力と期限を得る爲めに何等條約を必要としないことが推論され

る、最も適切な證據を大戰後の條約狂時代に佛蘭西自身が齎したことは珍奇な偶然的惡戯であり、より正確に云へば恐らく頻發する歴史の諷刺であらう。佛蘭西と白耳義の間には何等の同盟條約も存在してゐなかつたのである。而もそれにも拘らず同盟は白耳義に新勢力が確立する一九三六年の秋迄何人も疑ふ餘地のない自明の理として存続したのである。文書を以て爲されたものは、僅に同盟の實施を保障した一九二〇年九月七日の彼の秘密軍事協定文であつた。同盟は條約に依つて生れるものではなく目的を共通に有することより生れるものであり、條約は唯同盟が確認せらるゝ瞬間に於て發生し得べき誤解並見解の相違を避ける爲め調整を行ふの使命を有するのみである。此のことは他の關係に付いても云へるのであつて經濟界に於てすら然りである。通商及關稅條約も亦之が當事國の必要と可能性とが合致する範圍に於てのみ意義と效力を有するものであり、畢竟此の必要と可能性とによつて導き出される實際的結論の調整を圖るに過ぎないのである。

然し又以上の事實に依り考へらるゝことは斯かる實施規定が無駄とさへ思はれることである。之は二國が一定の目的を共同して追求する爲めではなく、彼等獨自の利害を容認して相共に大目的の爲め精進し其の全政策を之に資せしめんとする意圖ある爲めに二國が結合する場合に起り得るものである。斯かる事態にあつては、結合が效果的となり得る各種の場合を豫想することは全く不可能であり、従つて又實際上の諒解を遂げることが不可能である。協力、相互援助及必要に際しては全力を竭して外交上軍事上の行動に出でんとする意思は此の種の同盟にあつては存在するものであり、此の意思から一旦緩急ある場合には援助行為の範圍及形式が生れるものである。

此の援助行為が全般的且包括的であればこそ、其の詳細を豫め決定することは却つて目的に反するものである。斯くの如く最も緊密に結び付いた二國間には全然無條約の状態が存し得るのであり而も之は意義に適ふものである。更に又此の無條約状態は兩國が抱く利害共通の成果として考へられ、此の共通性の及ぶ全分野を包括し、此の共通性が存続する限り存在するものである。之は友好、同盟其他如何なる表現を以てするにせよ、國家友好關係の自然的且健全なる形式である。此の形式は其の全政策を支配する大目的の共通性が儼存する限り見解の相違及利害の對立に依り個々に侵害を受けるものではないのである。

獨逸と伊太利の結合は正に斯くの如きものであつたし、現に又さうである。此の結合が條約なくして行はれ又條約なくして存続した點に其の強味と特質を有するのである。又兩當事國が政治的及國際法的發展の爲めに寄與した貢獻も亦茲に存するのである。獨伊兩國は長年に亘つて行はれ來つた不自然且健全な國際條約の過重評價に終止符を附け、之を引用して條約が單なる形式であり國家間の關係は條約に依つて律せらるゝものではなく利害と目的を共有することに依つて律せらるゝことを極力示唆したのである。

一九三九年五月六、七の兩日ミラノに於て行はれた獨逸リッペントロッフ外相と伊太利チアノ伯との會見の席上正式に同盟の締結が申合はされたことは毫も此の事態に改變を加へ得るものではなかつた。此の條約は同盟の如きものを創設するものではなく、寧ろ全然之と獨立して發生した現存の同盟を嚴肅に確認し、同時に獨逸と伊太利との間を裂かんとする激性列強の不斷の試みに對し回答を與へんとするものであつた。更に彼等諸國並全世界に對し斯かる冒險の全く見込なきことを明かにし、又彼等諸國が獨伊の強靱なる結合を期待しなければならぬことを教示すべきものであつたのである。

然し乍ら獨伊關係が最後の形態を採る以前に、獨逸と日本との關係が結び付いてゐたのである。此處にも利害の一致が存したのである。獨伊兩國は同一の包括的性質を有するのではなく、寧ろボルンエヴィズムの宣傳と之に依り生ずる危險防止の必要に限られるものであつた。斯くして一九三六年十一月二十五日獨日防共協定の成立を見るに至つたのであるが、同協定が一定の問題に關するものであり、唯明確に局限された領域に於ける協力のみを主眼とした爲めに條約を必要とした迄である。

同協定は共產「インターナショナル」の目的が現存國家の破壊及暴壓に在り、他國の内情に干渉することに依つて其の内の生活のみならず、世界平和が脅威を受け、更に従つて共同防衛が肝要であるとの思想より出發し、依つて獨逸及日本は共產「インターナショナル」の活動に關し相互に通報し必要なる防衛措置に付き協議を行ひ緊密なる協力の下に之を實施するに意見の一致を見、更に同様の危險を有する第三國に協力と場合に依つては參加方を要請せんとするものであり、次いで附屬議定書に於て常設委員會設置に付き合意が成立し、兩國當該官憲は國內又は國外に於て直接間接に共產「インターナショナル」の勤務に服し、又は破壊工作を助長する者に對し現行法の範圍内に於て嚴格なる措置を執ることゝ爲したのである。

之即ち従來の條約集に編入することの出來ない獨特の協定であつて、而も政治的性質を帯びてゐることは自明

の理である。然しながら之は第三國が脅す危険を目標とするのではなく、國家外の組織即ち共産「インターナショナル」を敵としてゐるものであるが故に、普通の意味に於ける場合とは異なるのである——ボルシェヴィズムが然りと看做し得る限りに於て——或る精神的敵國に對するイデオロギー的結合であると云ひ得るのである。然し如何なる表現法を用ふるにせよ、此の場合肝心なのは、之が政治的並國際法的觀點より見て、齊しく注目すべき全く新しい現象であるといふ事實であり、又成立した合意が第一に締約國自體の領土内に於て發動するといふこと、即ち同領土内に共産「インターナショナル」の活動が顯著となる場合、共産主義宣傳を克服するといふことに於て目新しいものであつたのである。

同協定發表後ボルシェヴィズム危険に付て世界の新聞が執つた無理解なる態度の顯著なるものは、同協定は共産「インターナショナル」と銘打つてはゐるが、然し實際にはソ聯邦を意味するものである以上、一種の「カムフラージュ」を行つたものであるとの主張を提起したことであつた。同時に又斯くの如くにして、國家世界が敵性イデオロギー國家群に分裂するに至つたことを確證するものであると哀願的に報道したのである。イーデン氏は此の言を至當なりと考へ、十一月三十日の下院に於て同じ意味の言明を爲し、斯かる分裂は拒斥しなければならぬとしたのであつた。政治經濟上の共通の利害に基く國家群構成が何故に許容され、反之イデオロギー的共通性に基くものが何故に許容されないか、此の點諒解に苦しむ所ではあるが、然し此の思想過程は恐らく彼の兩極端平等價值の奇説に順應して生れたものであらう。

然し何れにせよ「カムフラージュ」に就ては問題ではないのである。ソ聯邦と共産「インターナショナル」との間に設けた差違は何等獨逸の發明品でもなければ日本の發明品でもないのである。寧ろ之は周知の如くソ聯邦政府自體が設けたもので、共産「インターナショナル」の行動に關して責任をとる場合常に強調された所である。それにも拘らず虚構を構へるものであつても、獨逸及日本に對しては何等非難を向けることは出來ないのである。防共協定はソ聯邦政府が感謝すべき國際禮讓の現れであるとさへ云へるであらう。事實此の國家が國際法上許容された行動を採つてゐる以上、同協定は國家としてのソ聯を目標としてはゐないのである。防衛の對象は國境を越へて他國の國內問題に干渉を行ひ、従つて違法である所の共産主義宣傳のみであつたし又現にそうであるのである。約一年後、伊太利が此の獨日防共協定に参加したのである。一九三七年十一月六日附の議定書の前文に於て伊太利はファッシスト政權獲得以來不退轉の決意を以て共産主義の危険と闘ひ、共産「インターナショナル」を同國より驅逐した點を力説し、今や同じ意思を有する獨逸及日本と相提携して共同の敵に對し事に當らうと決意するに至つたのであり、従つて伊太利は防共協定の原調印國と看做さるべきものである。

斯くの如くしてボルシェヴィズム防衛の範圍に於てのみ協力することを目的としたが、然し同時に心理的必然性を以て三國間の一般的友好關係を樹立し促進する三次權威國家の共同戦線が創設せらるゝに至つたのである。而も此の發展過程に於て獨逸は防共協定締結第二周年當日たる一九三八年十一月二十五日伊太利及日本と文化協定を締結したのである。本協定に於て防共協定と同様兩國間の友好及相互信頼の紐帯が結ばれ、今や此の紐帯は

文化的關係と相互理解の緊密強化に依つて確固不動のものとなるであらうと表現され、之に従ひ締約國は科學及藝術、音樂及文學、映畫及ラヂオ、青少年運動及スポーツに依つて其の關係を組織的に増進することに合意を見たのである。

將來協力の範圍を他の分野に擴張すべきや否や乃至其の範圍如何に就ては言及せざるも、今日伯林・羅馬樞軸及伯林・羅馬・東京三角關係が儼存し、獨逸が伊太利と全國際生活を包含する緊密な協同體を形成し、獨伊兩國は世界の平和及文化を脅威するボルシェヴィズムの危険と闘ふべく日本と協力し、更に之を越えて三國間に友好、信頼が支配してゐることは偉大なる事實である。

尙、一九三九年二月二十四日滿洲國及洪牙利が之に加盟し、三月二十七日には新興國西班牙が参加するに至つたのである。又四月十一日に洪牙利が、五月八日西班牙が、夫々國際聯盟より脱退し、他方滿洲國が建國當初より之に加入してゐないといふことは、之等諸國の政治的態度を示すものとして妙からず注目すべき點であつた。

一三三、 獨逸 太 利

此の間に獨逸の重要問題の一つが解決される時期が熟して來たのである。

獨逸は一九一八年の普魯戰爭に依つて獨逸系國家群より驅逐され、ビスマルクの北獨逸同盟及獨逸帝國には歸入されなかつたが、之は普魯西の利己主義若くは初代宰相の近視眼的狹量の結果に依るものではなく、寧ろ幾

百萬の斯拉フ人を包含し、洪牙利と最も緊密に結び付いてゐた獨逸系主國必然の結果であつた。獨逸兩國にとつては獨逸同盟國內には之を容るゝ寸毫の餘地なく、而も兩國を分離することも可能の範圍外に在つたのである。然して一九一八年の互境に依つて始めて體様を變じたのである。扱て茲に獨逸系獨逸が誕生し、獨逸への編入は可能且自明のものとなつたが之は一九一八年十一月五日のウィルソン案及平和假條約に依り、其の國民に保障された民族自決權に基いて爲され得又爲されざるを得なかつたのである。然るに獨逸國各民族に屬する權限が獨逸人に對しては拒否されたのである。

臨時國民議會は既に一九一八年十一月十二日の法律に於て獨逸系獨逸を「獨逸共和國の構成分子」なりと聲明して同國獨逸人の意思を明にし、此の意思は更に一九一九年三月十二日の正式憲法に依る立憲國民議會に依り同様の文言を以て強化されたのである。然し聯合國は無防備獨逸に對し一九一九年九月十日のサン・ジェルマン平和條約に調印を強要し、不評の同條約第八十八條は「獨逸の獨立は國際聯盟理事會が同意する場合を除き不動にして、從つて獨逸は同理事會の同意ある外は直接間接各種の手段殊に——國際聯盟國として許容せらるゝ迄は——他國の事項に關與することに依り、其の獨立を危殆ならしむる何等の行爲は爲さるゝことを約す」と規定し加之獨逸は一九一九年十月二十一日の法律に依り自ら選んだ「獨逸國」の國名を放棄して、新に「獨逸利國」の名稱に甘んずるの餘儀なきに至つたのである。

次いで一九二二年二月、獨逸合併に關する國民投票を行ひ、之に基いて平和條約との完全なる一致に於て國際

聯盟理事會の同意を要請せんとする意圖が明となつたとき、暴力的措置の威嚇に依つて同計畫の實施は斷念を餘儀なくされ且同盟政府は自力を以て投票を企圖する國家に對しては干渉を加ふる外なしと、斯くて一九三二年十月四日露府に於て作成された議定書中、埃太利は同國に與へられた財政的援助の代償として其の獨立を維持すべき義務ある旨を再度強調されたのである。

之と關聯して、獨逸に對しても強制が向けられたのである。即ち獨逸はヴェルサイユ條約の範圍内に於て、サン・ジェルマン條約第八十八條と其の本質を一にする第八十條を承認する外なくなり、更に同様の強制的措置の威嚇の下に、一九一九年十一月五日の公文に依つて、獨逸はワイマル憲法第二章第六十一條即ち獨逸代表に發言權を與へ以て獨逸參議院への出席を認められた同規定の無効を承認せざるを得なかつたのである。

之等の事象は一九三二年三月十九日獨逸政府が埃太利政府と關稅同盟に關する基準を妥結した後も、事情の變更に應じ夫々異つた形式を取つて繰返されたのである。此の協定は貧弱で而も控へ目のものであり、平和條約より派生する義務遵守の意思が強調され、凡ゆる排他性が斷乎拒否せられ且他の凡ての國家に對しても同種の調整を圖らうとする用意のあることを聲明したにも拘らず、聯合國の干渉を防止することは出来なかつたのである。

彼等聯合國は獨逸關稅同盟が、一世紀前の獨逸關稅同盟と同じ様に活動するものであらうとの懸念から之に反對を表明したのである。獨逸と埃太利は國際聯盟理事會に對し之が釋明を行ふ用意があつた。斯くて理事會は常設國際司法裁判所に意見を徴した結果、一九三二年九月五日賛成八票反對七票を以て維納協定はサン・ジェルマン條

約及一九三二年十月四日の露府議定書に矛盾するものと立せられたのである。然るに其の二日前の九月三日クルチウス獨逸外相及ショーベル聯邦宰相は此の壓制に屈從し正式に關稅同盟破壞を聲明したのであつた。

次に新獨逸が生れ、其の引力が埃太利に作用し始むると共に、形勢は一變したのである。今や聯邦政府は合併思想に反對し、聯邦政府は一九三四年二月聯合國に哀訴したのである。聯合國は同政府と妥協して二月十七日と九月二十七日とに聲明を發し「現行條約に従ひ埃太利の獨立及安全を維持する」用意あることを明にし、ドルフス埃内閣は之を支持したのであるが、勿論埃太利國民の意思に合致するものではなかつたのである。一九三三年三月四日國民參議會を開催し、討論の結果大統領及副大統領は同時に辭職し、政府は斯くて發生した混亂狀態に乗じ、議會の再招集を阻止せんとしたのである。又多數の支持を得ることの不可能なるを意識した結果國民參議會を解散し、新選舉期日を決定することを思ひ留まり、自己の獨裁權より其の地位に留まり、斯くて政府は經濟生活の再興に必要なべき措置を、指令の方法に依りて講じ得べき一九一七年七月二十四日附の法律を恃みとし、之に基いて政府は一九三四年四月二十四日獨裁的新憲法を發布し、國民參議會を再招集して之を承認せしめたのである。然るに一六五名の議員中出席者は僅か七六名に過ぎず、其の同意は、一九二〇年十月一日の憲法に依り憲法改正に就いては尠く共全議員の半數の出席を要するが故に無効となつたのである。従つて新憲法は違法であり、又ドルフス内閣の全機能も不法のものとなり、斯くて同内閣は埃太利國民の名に於て發言する權能なく又合併思想反對も法律上問題とならず、依然臨時憲法國民議會の決議が國民總意の表徴なりと考へられ、而も

此の法律的觀點を離れて政治的に同内閣が基督社會黨のみの支持を受けゐること及大獨逸人と共に合併思想を信奉する國民社會主義黨が愈々活潑な發展を遂げ當時既に多數黨となつてゐたであらうことも顧慮されなければならなかつたのである。次いで一九三六年七月二十一日再び獨逸兩國間に諒解が遂げられ、茲に於て奧大利は明示的に獨逸國家たることを承認したのである。然るに實際上の難點は之に依つては排除されず、斯くて一九三八年二月十五日ベルヒテスガーデンに於てヒットラー總統とシュニツク首相 (Chancellor) との間に會談が行はれ、之に依り實際上の合意が期待されたのである。さればこそ聯邦首相は先づ之を歓迎し同内閣を改造し、國民社會主義黨代表たるザイス・インクワルト博士 (Gosswinkel) を内相に任命したのである。總てシュニツク首相が自己の負へる義務を實際上履行する意思のないことが明となるに至つたのである。表裏ある言明や演説を數回に亘つて行つた揚句、突如三月九日國民投票を四月十三日に實施する旨布告したのである。之は新憲法第六十五條に依り、聯邦政府のみが國民投票を決議し得るもので首相自ら之を爲し得ないが故に形式的觀點より見て既に法律違反を意味するものであり、端的に云つて此の行動がベルヒテスガーデンの協定に矛盾することは更に重大な點であつたのである。

確に國民投票に関する形式は、抽象的に觀察して間然する所はなかつた。然し奧大利が獨立的、基督教的、社會主義的獨逸國家たるべきか否かに就いて、假りに選舉民が其の意思表示を求められたとすれば之に反對すべき何物をも想起し得なかつたのである。然しながら此の種の形式は抽象的批判は許されない。形式草案者の人格及事情の全般に依つて獲得された意味が決定的なのである。之は何等證據を要するものではなく、又國民投票がベルヒテスガーデン協定に違反しないとすれば、畢竟國民投票を行ふべき凡ての動機が缺如してゐた譯であり、場合に依つては尙此の事實に依つても強調し得る自明の理である。更に國民投票實施の技術的條件が缺けてゐたのである。僅か四日間では諸否に付て國民を啓蒙することも又宣傳することも出来ないのである。而も一九三〇年十一月九日以来、即ち七年以上と云ふものは選舉は行はれず、選舉人名簿も又之に必要な機關も全て存在しなかつたのである。然し假りに此の企ての本質に對する疑念が尙殘つてゐるとすれば、それは聯邦宰相が從來最も烈しく對立し且一九三三年來合併を斷々手として拒否し來つたマルクス主義派との結託を同時に開始したといふ事實に依つて除去された譯である。佛蘭西新聞が國民投票を歓迎し、特に「タン」紙の如きは聯邦宰相に對し投票形式の作成に當つての巧妙さを賞讃しつゝ之を實證したことも亦注目すべきである。

斯かる状態に在つては國民自身が之に反對したのは避け得ないことであつた。國民の中央から反對が勃發し、シュニツク首相、即ち彼の支配する全政府は此の反對に讓歩する外はなかつたのである。當時英、佛兩國新聞に於て、獨逸が最後通牒を數次に亘り手交したと報道したが之は虚報であつた。獨逸は此の極限された國際法的概念には適合しない所の警告を以て甘んじたのである。然し國內生活に於て最後通牒の語を語り得るとすれば、之を聯邦政府に手交したのは奧大利國民自身であつたのである。之に違着してシュニツク首相は辭職し、大統領はインクワルト内相を其の後繼者に任命したのである。インクワルト新首相は國內法上の權限を有する奧大利國代表者として三月十一日ヒットラー總統兼首相に打電し、奧大利の平和及秩序回復に當つて同國政府

を援助し、流血の惨事を防退し、此の目的の爲め獨逸軍隊を派遣ある様懇請したのである。主權國合法政府の此の懇請は受諾され之が履行として三月十二日獨逸軍隊は埃太利國境を越へたのであるが、進駐に當つては一發の發射もなく又一滴の血も流すことなく、獨逸軍隊が迎へられた怒濤の如き感激は埃太利國民の意思が如何なるものであつたかを實證したものであつた。其の翌日たる三月十三日早くも法律上の結論が下され聯邦政府は埃太利の獨逸合併に關する法律を公布し、獨逸政府も右法律を獨逸國法律と爲す旨宣明したのである。然して四月十日埃太利は國民投票を施行し、其の結果九九・七五「パーセント」は獨逸合併に賛意を表明したのである。

三月十三日附の法律は獨逸兩使節に依り信任政府に對し正式に通達され、同時に埃太利諸公使節は其の活動を停止して獨逸國のそれに變更する旨通告したのである。多數の國家就中伊太利及日本、次いでユーゴスラヴィア、波蘭及洪牙利は之を機會に同意を表明し、同時に事態當然の結果として維納公使節を領事館に變更し、轉て他の諸國も此の例に倣つたのである。

唯英國と佛蘭西とは最初反對の態度を執り、三月十一日夫々大使を通じ獨逸の行動に對し抗議を提出したが、然し問題は獨逸國內に關するものであるとの回答を甘受しなければならなかつた。次いで政府の發表に依れば、獨逸の強行措置に對し更に抗議を行つたが、之と同じ意味に於てチェンバレン氏は三月十四日の下院で、ハリファックス卿は三月十六日の上院で、夫々サン・ジェルマン條約に依り發生した状態は埃太利に於ては全時代を通じて

て維持され得るものではないが、然し英國政府は獨逸が執つた強行手段には同意し難い旨を言明したのである。初て尤も之等の言明並英、佛共同抗議は唯ブラントンの意義を有するに過ぎないのであつて、夫れにも拘らず第一獨逸が暴力を用ひなかつたこと及第二に英佛自ら再三埃太利を強壓手段を以て脅かし且無裝備國埃太利は此の脅威に屈服したといふ理由で英、佛兩國は此の強壓手段を行使しなかつたのであつて、何人も之等兩國以上に抗議の権能を有してゐることが推定された譯である。更に又形式法學的觀點よりしても、英、佛が埃太利の獨立問題に抗議乃至要求を提出する権能を有しなかつたことが強調されなければならぬ。ヴェルサイユ條約第八十條及サン・ジェルマン條約第八十八條に依り國際聯盟理事會のみが其の権限を有するものとされ、今若し明白な理由に因り、理事會提訴を見合せたとすれば、結局態度を決し得べき國際裁判所は存在しないことになるのである。此の外英佛兩國自身は自ら抗議を眞面目に取つたのではなく、其の後之を追求せずして埃太利合併を承認するに至り同時に同公使節を廢止して維納駐劄總領事任命に關し獨逸政府の認可狀を要請したのであつた。之に續いて諷刺的な寸劇が演ぜられたのである。

獨逸政府は三月十八日附公文に依り國際聯盟事務局總長宛獨逸合併に關する法律文を通達し、同時に公布の日を以て埃太利は國際聯盟國たらざることを明確にしたのである。世界の新聞は之に對し討議を加へたが、其の出発點とする所は聯盟規約は即時有效なる脱退及國家の獨立的存在喪失に因る聯盟加入國資格の終結に付き何等與り知らざるものであると云ふ點であり、從つて獨逸政府の通告は二ヶ年の豫告と解し得るのであつて、獨逸は埃

太利の權利承継者として、同期間中太利の有する負債金支拂の義務を履行すべきであり、依つて右一ケ年間は聯盟國たるものであると云ふのであつた。右は明に健全なる理性に反するものであり又聯盟加入國たる國家は、自己の意思に反し又聯盟總會の決議なくして突然聯盟國たり得るものではないが故に、聯盟規約にも亦違反するものである。他方國家消滅により聯盟加入國たるの資格喪失に關しては規定されず、又聯盟全加入國の國家的存在維持が國際聯盟の最要なる使命であり、云はゞ國家の消滅が禁止せられてゐた以上、規約を設け得ないことは事實上妥當なことであつた。此の理由よりエビチオナ降服に依つて生じた幾多未解決の困難が発生し、現に太利合併よりは畢竟聯盟規約と常識の要求との間の根本的矛盾に根差してゐた同種問題が發展し、世人は聯盟法學者が如何に之を解決せんとするかに注意を集中してゐる譯である。

彼等が九月會議に於て發見した逃避は簡單極まるものであつた。勿論之には第一及第六の兩委員會の綜合的討議が必要であつた。然し結局獨逸公文は豫告を包含せず且それ故に二ケ年の豫告期間に關する聯盟規約は何等適用し得ずとの決定に到達したのである。従つて實際上は理性が規約に勝つた譯であつた。然しながら政治的本能よりも財政的良心の方が優越してゐた委員會が、一月一日より三月十三日迄の期間中太利の負債金支拂義務者は一體誰であるかの問題を提出したとき稍面倒な事態が発生し、議長が節度を保ち且毅然として次の演説者に發言を與へる迄は無氣味な沈黙が続いたのであつた。

其の他二ケ月半の太利の負債金支拂額は約五萬萬西フランであつた。さなきだに太利合併に依つて、其の威信を如何とも爲し得なかつた國際聯盟が、自己の損失乃至犠牲をより手痛く感じたかどうか、此の點は暫く措くとして、太利合併は國際聯盟に對し其の態度を決定すべき機會も、況んや干渉の機會も與へずして實行を遂げたのである。以上の如くして歴史上斯くも重大な事件が、五萬フランを繞る問題と化したことは、國際聯盟が此處に迄没落した無意義さを恐らく他の何物よりも好く特徴付けたものであらう。

三、チエツコの支配下に在るスデーテン地方

太利合併は獨逸にとり緊要な他の問題即ち三百五十萬スデーテン獨逸人の運命を決すべき問題を齎らすに至つたのである。

スデーテン地方獨逸人は太利同様ウィルソン案及平和條約に基き民族自決權を享有してゐたにも拘らず、之を抑制されてゐたのである。が、然し彼等の遭遇した暴壓は彼等の意思に反して他國に迄強行され、且他民族の暴政に移されたが爲めに依然として無制限に悪化、慘酷を來たしてゐたのである。

一九一八年十月二十八日チエツコ國民參議院がブラグに於て新チエツコ建國を布告したとき、舊太利參議院のスデーテン・獨逸議員は既に維納臨時國民議會に轉籍して居り、彼等の發起に依つて同臨時國民議會は十月二十九日獨逸・ボヘミア及スデーテン地方の獨逸人首領を選挙し、之に引續いて諸處に國民委員會や臨時地方議會が構成され、官吏は獨逸尊重の宣誓を爲すこととなり、憲法國民議會選舉の準備が行はれたのである。然し之よ

り捷テッコ軍隊が同國に進入し、十一月一杯と十二月の前半に亘つて全領域を占領し、獨逸官廳を解散し、要人を逮捕し、斯くて同國を領有するに至り凡ゆる反對は暴力に依つて抑壓されたのである。次いで一九一九年三月四日維納に於て國民議會が開かれ且ズデーテン獨逸人が至る處集會デモに依つて獨逸合併の意思を表明したとき、テッコ軍隊は温和な大衆を武器を以て攻撃し死者五十二名、負傷者數百名を出すに至つたのである。

斯かる際、巴里に於て平和會議が開催され、テッコスロヴァキアは聯合國として承認され且會議參加權を附與されたのである。會議中ベネチエ(Venice)の主筆する代表は十一に及ぶ覺書を出してブライグ政府の領土、民族及財政的要求と同時に新國家建設の原則を開陳したのである。此の際特に注目すべきことは、テッコ人が自らの爲めに要求して、而も自國の國境に包含せんとする他民族に對しては之を拒絶した民族自決權であらう。彼等は、同國が政治的、經濟的考量に依つて存立し得るものであることを主張し、就中戰略的考量に依つて存立し得る場合は同國の要求通りの形態が與へられ、従つて獨逸人、マジヤール人、波蘭人及ウクライナ人多數が之に編入せらるゝ場合に於て始めて可能であることを主張したのである。又舊奧太利の民族統計の正常性に付て論議したが、然し新國家に數百萬の非テッコ民族が所屬することは否定する譯には行かなかつたのである。

彼等の之等要求と彼等自身の言明した民族自決權との間には内部的に矛盾が生じてゐたが、彼等は少數民族に對して與へらるゝ法律上の特別保護に言及することに依つて、兩者の矛盾を調和しやうと試みたのである。之と同時に將來の憲法は瑞西のそれに倣つて制定せらるゝであらうことを主張したのである。

之と並んで主張されたことは、二百五十萬のスロヴァキア人は一〇二五年暴力を以て隔絶されマジヤール人の支配下に歸する迄は元來テッコ人と共に一民族を構成してゐたものであるといふことであつた。テッコ人とスロヴァキア人が會て一民族を構成してゐたことは證明出来るものではないし、又有り得ないことであつた。彼等が九百年の間別個の道を進み且各々独自の文化及言語を發達せしめたことは否定出来ないことである。然るにテッコ人は現在テッコ・スロヴァキアなる民族が存在することを頑固主張したのであつて、之は一九一八年五月三十一日ピツブルクに於てテッコ人とスロヴァキア人代表との間に締結された、兩民族は平等に共同國家を建設することに合意を遂げた條約を楯に取つたのである。

平和會議はテッコ代表の陳述を欣然確認し且其の約言を信じたのである。斯くて民族自決權に基くものではあるが、他方此の權利を否認する所のテッコ・スロヴァキア國が建設されたのである。一九三〇年十二月一日の國勢調査に依れば、總人口は千四百五十萬人であり、其の中九百七十萬がテッコ・スロヴァキア人と算定されたのである。スロヴァキア人は一九一九年のテッコの發表に依れば二百五十萬人であり、其の後の増加を顧慮しなくとも、之を右の數字より控除すればテッコ人は七百二十萬人となり、従つてテッコ人の不利にならぬ如く作成された政府の統計に依つて見るも、彼等テッコ人は自己の支配する國家内に於て少數民族を構成し譯である。之等の外に獨逸人三百二十萬、マジヤール人七十萬、ウクライナ人五十萬、波蘭人八萬及残り五十萬は猶太人と其の他各種の小民族であつた。

夫れにも拘らず同國はチェッコ民族國家の性格が與へられ、而も瑞西の如く全構成民族に同權が認められた等の主張は決して代表されなかつたのである。反對にスロヴァキア人はチェッコ民族の一部として取扱はれ、一方獨逸人、マジヤール人、波蘭人及ウクライナ人は一九一九年九月十日主たる國家とチェッコ・スロヴァキア國間に締結された少數民族條約の保護を享有するのみであつた。此の保護が不完全極まるものであつたことは今日聊かの證明も必要としないし、又チェッコ・スロヴァキアが最初より少數民族、就中獨逸民族群に對して首尾一貫斷なく激烈な壓迫を繼續したといふ一九三八年九月二十一日のランシマン卿報告書中の事實も何等の證明を要しないものであつた。獨逸人所有の土地收用、獨逸人信用組合の閉鎖、獨逸人官吏及勞務者の罷免解雇、獨逸人産業に對する租税及關稅政策を起すれば足りるのである。又凡ての少數民族に對し而も又先づ第一に獨逸人に對して學校閉鎖、組合壓迫及ブライグ獨逸人大學講座等文化方面に於ても危害が加へられたのである。

少數民族就中獨逸民族のチェッコ・スロヴァキアに於ける生活は全く堪へ得ざるものであつた。失業者の數と自殺者の數がズデーテン地方程大きなものは歐羅巴中何處にもなかつた。夫れにも拘らず獨逸少數民族が一致團結せる戰線を結成する迄には多年の歲月を要したのである。其の黨派分裂は獨逸本國よりも尠からず、此處にも社會民主黨が其の國際的性格を發揮し、チェッコ民族と提携して進んだのである。些細なる特殊利益の爲めに、行動派と稱せらるゝチェッコ派支援の二個の獨逸政黨があり、之が政府に參與することとなつたのである。チェッコ・スロヴァキアは斯くして少數民族に對し其の國境地帯に於ける程羨望すべき地位を與へたものは世界何れ

の國にも存しないことを歐羅巴各國に主張したのである。然しチェッコ・スロヴァキアが一九三三年十月最近の勢力を増大した國民社會主義黨及び之と協調して闘ひ來つた獨逸國民黨とを禁壓し、以て新發展の活路を拓いたことは正に幸ひなる神の攝理と云ふべきであつた。其の代表者となつたのが従來政治的には表面に現はれなかつたが、然し獨逸體育同盟の會長として同胞の信頼を集めてゐたコンラート・ヘンライン (Konrad Henlein) であつた。彼は今や國民運動の中樞となり、總ては全獨逸民族を包括せんとするズデーテン獨逸黨を結成し、唯社會民主黨員及彼の行動派のみが之と行動を共にしないのみであつたのである。然してズデーテン獨逸黨は一九三五年五月十九日の總選舉に下院に於て四十四、上院に於て三十五の議席を獲得し、僅か一議席の差を以て第二黨となり、チェッコ農民黨に第一黨を讓つたのである。

獨逸は其の無力時代ズデーテン・獨逸人及其の他分散の獨逸人同胞に對しては何等の援助も與へずにあつた。チェッコ・スロヴァキアに對する獨逸の立場は恐らく他の新國家に對するよりも更に一層困難であつたやうである。それは、多年外相であり次で一九三五年マツリック (Masarik) の後を繼いで大統領の地位を獲得したドクトル・ベネシュ (Dr. Benesch) の辣腕と無思慮にも依るが、チェッコ・スロヴァキアが佛蘭西と特に緊密な結合を遂げ、小協商國の代辯者であり且中歐に於けるヴェルサイユ體制の支持者兼前哨と目されてゐたが爲めである。其の後獨逸第三帝國が建設せらるゝや、ブライグ政府は先づ佛蘭西の保護の下に、ズデーテン獨逸人に對し假借なき行動を採り得るものと考へ、他方獨逸は彼等同胞を即時救援に急行することよりも、他の重大使命に要求

せらるゝこと餘りにも大であつた。然るに一九三八年二月二十日の議會に於てヒットラー總統は、獨逸人同胞を救済すべき権利を要求するものであること及同胞の虐待、壓迫に對しては最早や隱忍出来ない旨を言明し、チェッコ・スロヴァキアに付ては一言も觸れなかつたのである。然し何よりも同國を意味するものであつたことは疑ひない所であつた。

此のチェッコ・スロヴァキアの特殊關係は別として、ヒットラー總統の聲明は重大な根本的意義を有つものであつた。之れ即ち他國の支配下に在る獨逸人同胞に對し民族國家の有する保護權を廢棄するものであつたのである。世界大戦前の純國家的國際法は斯かる保護權を認めず、大戦後のそれが主たる同盟及聯合國と國際聯盟との支持を受けて彼の少數民族保護問題を取入れたのである。

此の少數民族保護は最初より拒否され、一九三四年九月十三日波蘭が國際聯盟の席上同國の負へる少數民族保護條約の規定には最早や拘束されずと思考する旨の正式言明を爲した結果、國際聯盟は默認の上同條約の撤廢に甘んじたのである。今や、斯くして發生した穴は塞がれたのであつた。即ち獨逸は其の同胞保護を自ら行はんとする要求を提出したのである。之と類似の事情にある他の民族國家が同様此の要求を爲すであらうことは明白であつた。事實、此の要求は一九三七年十一月六日の獨、波協定に依つて早くも實行を見るに至り、ヒットラー總統は今や之が原則的通告を行つたのである。チェッコ危機の推移が、個々の場合實際的に此の要求の承認されたことを明にしたのであつて、唯新保護法が最後の形式を得て國際法の構成要素となる迄には尙若干の時期を要したのである。

二月二十日の總統の議會演説はブラダに於て正當に理解され、敏感に不安を惹起したが、先づ差當つては直接の影響はなかつた。埃太利合併が實現するに及んで始めて様相は變化し、世人は突然としてズデーテン獨逸人問題解決の機が熟したものと感ずるに至つたのである。夫れ自體、之と埃太利問題との間には何等直接の關聯はなかつた。然し唯チェッコ・スロヴァキアが埃太利合併の結果、獨逸領土に依つて殆ど圍繞されるに至つた事實が強い印象を與へたのである。此の外に二月二十日の總統演説と相俟つて獨逸が同胞虐待を一刻も隱忍出来ずと決意したことが大きな影響を與へたのである。然し埃太利合併なるものは獨逸が今や自己の意思を實現し得る能力があり、而も他の列強が之を妨害し得ないことを實證したのである。チェッコ問題が獨逸及獨逸新聞に依つて論議されなかつたことは新事態に取り大に注目すべき點であつた。埃太利合併直後熾激な論調を以てチェッコ脅威を論述し、斯くして獨逸妨害を企てたのは寧ろチェッコ及佛蘭西の新聞であつたのである。

同時に佛蘭西に於ては一九二四年一月二十五日の同盟條約より如何なる義務が發生するかを論議し始め、之と關聯して彼の一九三五年五月十六日の佛ソ相互援助條約よりチェッコはソ聯の援助を仰ぎ得ることを指摘したのである。三月二十四日チェンバレン氏は下院に於て英吉利はチェッコの安全を擁護する爲武力を行使すべき義務ありや否やに付見解を披瀝したのである。直接若くは自發的の相互援助義務は之を否認したが、然しそれにも拘らず對佛關係の緊密性に鑑み佛蘭西が卷添へを喰はんとする戰爭に對し英吉利が關與しない譯には行くまいとの

結論に到達したのである。他方數多の新聞論調や就中英吉利議員の投書は、同國の輿論がチエツコ・スロヴァキア擁護の爲めの戦ひに對しては無關心であることを示し又極端に親チエツコのな「タン」紙ですら、尤も「自由論壇」欄であるに過ぎないが、四月十二日、佛蘭西がチエツコ・スロヴァキアの爲め戦争に捲き込まれ、唯三百万獨逸人をチエツコの支配下に置かんが爲めに三百万の佛蘭西人生命が犠牲に供せらるゝ惧れあることを警告した論文を装飾的語調を以て掲載した程である。

其の間チエツコ・スロヴァキアの不安は益々増大し、三月二十八日ホツザ首相(Hotza)は政府が現行規定を包括すべき少數民族規定を準備しある旨を公けしたのである。然し之は從來實施され来つた不法々典の編纂たるに過ぎなかつた爲め聊かの印象も與へ得ず、侮辱であると言へ解せらるゝに至つたのである。次いで四月十六日局部的政治大敵が行はれ、其の後間もなく既に期限の満了してゐた地方選挙が五月二十二日と決定されたが、然し之は不完全極まる分割拂同然であり、之に依つてズデーテン獨逸人の本来の要求は満足されるものではなかつたのである。

斯くして四月二十五日カル、スバートに於ける黨大會の席上、コンラート・ヘンラインはズデーテン地方自治に關する八ヶ條の要求綱領を發表したのである。若しブラーグ政府が即時之に同意を表明すれば恐らくチエツコの立場から見ても賢明であつたであらう。然し同政府は之に對する決意を爲さず本件から離れて一方英佛と獨逸とを相反目せしめ、他方少數民族同志を相反目せしめ得るものと信じてゐたが兩者共成功しなかつたのである。又非獨逸人少數民族も時期の到来を認め且ズデーテン獨逸人の與へた例に倣ひ彼等と提携協力して自らも利益を得ようとし、斯くて波蘭人と洪牙利人は同様自治権を要求したのである。スロヴァキア人がチエツコ人の違守しなかつた彼のピツ、パルク條約を引用して同様自治権を要求したことは最も印象的であらう。同時に地方選挙準備に關聯してチエツコ軍憲、警察及大衆がズデーテン獨逸人に對して暴行を加へた重大事件が勃發し、之はネーゲル附近に於ける獨逸人二名の殺害事件に依つて其の頂點に達したのである。然るにブラーグ政府は世界新聞の援助に依り獨逸が動員を行つて軍隊をチエツコ國境に集結したとの噂を流布して紛糾を外部に向つて擴めやうと努めたのである。然し此處にも亦努力者の反對の結果に到達するに至つた。倫敦に於てはチエツコ・スロヴァキアの戦争は英國の利害に反し一般輿論の援助を見出す譯には行かぬであらうと見らるゝに至つたのである。

又四月二十八日及二十九日の兩日倫敦に滞在した佛蘭西のグラチエ及ボンネ兩相も之を認めぬ譯には行かず、遂に兩相は動かされて駐ブラーグ公使宛訓令を發し、英吉利公使と共同してチエツコ政府に進言し其の國家性と合致する限りに於て少數民族の要求に應ずるやう勸告せしめたのである。

之は五月七日に行はれたが、獨逸及波蘭が此の措置に付正式に通告を受けたことは少數民族保護の本質に關する新解釋の爲めに注目すべきものであつた。而も之は再度繰返されたのである。彼のブラーグ風評は最初英吉利新聞に依つて取上げられ、之に直面した英吉利内閣は五月二十二日閣議を開き改めてチエツコ政府に勸告を發

するに決し、更にチエンバレン首相は二日後下院に於て慰辭的聲明を行つたのである。ブラーグ政府は之に屈服し、コンラート・ヘンラインに近づくに至り次いで行動派諸黨の解散後獨逸人總投票中九〇パーセントを獲得して地方選挙の大勝に力を得たヘンラインは交渉開始に着手したのである。

然るに其後ブラーグ政府は事態の緊迫を認識せず、依然決定を回避し得るものと信じてゐることが明瞭となつた。即ち少数民族法編纂の原案を断念して自治の觀念に基く法律案を提出する用意あることを言明したのであるが、少数民族の代表を之に協力せしむることは反對したのである。さうして夏季を通じ四件以上の法案が發表され、何れも國家睿智の最後の言葉として新聞の歡迎を博したのであるが、不備に直面して次回の爲め撤回され、斯くして少数民族との交渉も成果を収めるに至らず、七月には全く行詰つたかに見えたのである。然しチエツコ政府の護歩と獨逸側の強硬態度とを繰返し執拗に報道した爲め世界の輿論は歪曲され、此の態度は佛蘭西新聞の熱烈な援助を受け、一時は英吉利が完全に引摺られてゐるかの如き印象を與へた程である。然し七月の末に至つて漸く伯林と倫敦との間に連絡が復活し、此の結果英吉利異數の然しそれ丈に合理的な決意を固めるに至つたやうである。即ち彼は前貿易相ランシマン卿を民間代表としてブラーグに派遣した七月二十六日の下院で首相が言明した所に依れば、彼に委託したのは仲裁者の役ではなく、ブラーグ政府並少数民族側と連絡を圖り、彼等の間に諒解を促すべき斡旋忠告の役であつたのである。

ブラーグ政府は之を不満としたが干渉を容れランシマン卿主宰の下に交渉が開始されたが何等結論に到達する

ことが出来なかつた。之は彼のチエツコ案が交渉の基礎を爲してゐた爲め、ズデーテン獨逸人側は其の缺陷を歎過し得ず、チエツコ側も再四之を却下するに至つたからである。然して又九月五日ベネシユ議長の下に閣議に於て決定を見た最後案即第三案も不備なものであつた。然し此の不備とは關係なく同案は全然討議されなかつたのである。と云ふのは新にチエツコ側より權利行爲が発生し、之は今後の事態を決定すべき劇的緊迫状態に迄發展するに至つたからである。

即ち九月七日チエツコ騎兵警官がモラヴィア・オストラヴァ(Mährisch-Ostrieu)に於てズデーテン大會参加者を檢束し、仲裁に入らんとした議員に暴行を加へた事件が起り、十一日及十二日の兩日又しても流血の衝突事件が繰返され、就中エーゲル(Eger)及ターハウ(Tachau)に於ては十三名のズデーテン獨逸人が其の犠牲となつたのである。暴行は凡てチエツコ側より始められたにも拘らず、ブラーグ政府は此の事件を口實として即決裁判所を設置したのである。従來の経験に依れば、斯くして官憲に與へられた全權は一方的に行使される怖れがある爲め、ズデーテン獨逸黨政治委員會は此の日、即ち九月十三日、短期に亘る即決裁判所の撤廢、警察官の引揚及軍隊の兵營復歸の要求を提出する外なしと認めたのである。之に對し國民の或る團體は政府に對し最後通牒を發する権能なしとの布達が發せられ、茲に於てコンラート・ヘンラインは交渉繼續の可能性は消滅するに至つたと回答し、彼の任命した交渉委員を解任したのである。然して同日隨員アシュトン・グワトキン氏(Ashton-Gwatkin)を通じて傳達されたヘランシマン卿の質問に對し、ヘンラインは前記要求が容れらるゝならば、今日と雖も交渉再

開の用意ある旨を回答したのである。然し最近の流血事件に直面しては、最早ヤカル、スバー、トハケ要求は交渉の基礎を爲し得るものではなく、唯僅にズデーテン獨逸民族の自決権を構成し得るのみとなつたのである。

二四 解放されたズデーテン地方

其の一日前の九月十二日ヒットラー總統はニュルンベルク・ナチス黨大會に於てズデーテン獨逸人問題に付き言及し、獨逸は其の同胞の壓迫を之れ以上歐視し得ず且歴史的責務を充分意識して彼等を援助する決意を固めた旨を明かにし、唯一の解決策として自決権の無條件承認を指摘したのである。斯くして獨逸よりも將又ズデーテン地方よりも今や事態發展の最終段階を決すべきスローガンが明示され、最早ズデーテン獨逸人のチエツコ國領残留は考へ得られざるに至り、問題は唯平和的妥協方法に依つて解決を見るか、それ共歐羅巴戦争を賭して達成せらるゝかであつた。

残る問題が右の如くであることは倫敦に於ても巴里に於ても齊しく之を認め英國は當然最初より事態に對する或る諒解を裝ひ、此のことは英國の外交並ランスマン卿派遣の裡に現はれてゐたし、又九月七日既に「タイムズ」紙がズデーテン獨逸人の自決権承認の必然性を示唆し、斯くしてのみ全歐羅巴の宿命的紛争は回避され得るであらう、夫れ故に假令ズデーテン獨逸人の分離となつても國民投票が考慮されなければならないと述べたことも忘却してはならない。此の記事は耳目を聳動し、英國外務省は凡ての習慣に反して「タイムズ」紙の社説を問題視

し、到底之に同意することは出来ぬと言明したのである。然るに「タイムズ」紙は自己の見解を固持し、之に依り英國一般輿論に多大の影響を與へたことは明瞭であつた。他方ブラグ及巴里政府の行つた宣傳は愈々以て混亂を助長するのみであつた。此のことは新聞以上に英國政界の演説中に現はれ、尙九月十二日外務省は動かされず聲明を發表し、今後交渉の不可欠なることを力説し、暴力行爲に對し警告し且暴力行爲の行はるゝ場合、佛蘭西、事態の推移如何に依つては、英國も干渉せざるを得ない旨を指摘したのである。同時に英國外務省は自治領政府と完全に諒解を遂げることを読き、他方佛蘭西新聞もチエヌス總督が忠誠宣誓の聲明を發表したと報道し、聊か怪奇な此の事實から佛蘭西は北亞弗利加領土の充分なる援助を期待し得るであらうとの餘り確信のない結論を下したのであつた。

斯くして事態は極端に迄逼迫を告げるに至り、此の爲めにこそ又反動が生じ、殆ど時間の問題に迄急迫した大衝突事件の條件が果して存してゐたのかとの疑問が提起されざるを得なかつたのである。抑も七百萬のチエツコ人が七百萬の他民族を支配する爲め新世界大戰を賭して迄も之を維持しなければならぬであらうか、否反對に一九一九年の民族自決権の罪過を償ふべき場合となつたのではないか、そして被壓迫民族を解放し、チエツコ自體は自己の領土丈に限定せらるゝとして果して之がチエツコ人に不公平なものであつたであらうか。此の内部的闘争の結果支離滅裂となつたチエツコ國家が同國の爲め歐羅巴が再び苦惱に悶えて迄も之を存続する價值があるのであらうか、ズデーテン國境の安全性は擁護されねばならぬとの佛蘭西の奇説が眞面目に採り上げられ得よう

か、況んやそれが決定的なものとして認められ得るであらうか。

結局之に解決を齎らしたものは明にニエルベルクに於けるヒットラー總統の演説であつた。英國首相は此の演説に依り外交交渉の方法に依つては最早や解決を見ることの不可能なるを認め、ヒットラー總統に對し私的會談を申出するに至つたのであるが、此の措置はランシマン卿派遣の場合と同様普通のことではなく、従つて此のことは彼の功績と認めてよいものであつた。事實九月十五日オーバーザルツブルクに於て行はれ續いて二十二、二十三の兩日ゴードスベルク (Godesberg) に於て續行され、更に二十九日のミュンヘン四ヶ國會議に依つて終結した會談の結果、正義と平和とを同時に保障すべき解決案が生れたのである。

此の目的を達成することは容易なものではなく又摩擦なくして出来るものでもなかつた。ベルヒテスガーデン (Berchtesgaden) 會談とミュンヘン會議迄の彼の二週間の間、ベネツシユ大統領はホツザ首相及其の後繼者シロヴィイ將軍 (Siroviy) と共に諒解成立を阻止すべく全力を傾倒し、暫くは之が成功を収め、一九一九年の不法を永久化する爲め歐羅巴は動亂に陥つたかの如き感を與へたのである。彼は世界革命を企圖せんが爲め戦争の勃發を欲してゐたソ聯を頼みとしたのである。尤もソ聯は藩府、巴里及ブライグに於て煽動したが元帥、大將及各階級の士官三萬人を殺害した結果混亂せる軍隊を動員し得なかつたが爲め遂に沈黙するの外なきに至つたのであつた。ベネツシユ大統領は英、佛の同情者、諸國の人民戦線同志、労働黨及保守黨々員を頼みとしたが、結局之等凡ての畫策は其の目的を達せず、合意は成立するに至り、ベネツシユ大統領は辭職し新發展の途が開かるゝに至つたのである。

つたのである。

チェンバレンはベルヒテスガーデンより歸還後、倫敦に於てグラヂエ、ボンネ兩相との間にランシマン卿の報告を基礎に會談を行つたが、同報告はチェツコ人とズデーテン獨逸人間の交渉決裂の責任は主としてズデーテン獨逸人に歸せしむるものではあるが畢竟唯一の解決策は民族自決権に見出すべきであるとの結論に到達し、斯くて倫敦會議の結果九月十九日ブライグ政府に覺書を手交し、ズデーテン地方の獨逸讓渡を甘受する様勸告を爲し、右讓渡は國民投票を行はずして實現せしむるを最善とし、而も五〇パーセント以上の獨逸民族を有する全地域に之を擴充すべきであるとし、然る後英國及佛蘭西はチェツコニスロヴァキア國の新國境保障を引受けんとするものであつた。

之に依つてチェツコ・スロヴァキアは西歐列強の援助を期待し得ざることが明白に宣言され、ソ聯も夙に佛蘭西が援助行爲を爲す場合にのみチェツコ・スロヴァキアを支援すべき相互援助條約規定の陰に隠れてゐたのである。チェツコはマジヤール人、波蘭人、スロヴァキア人及ウクライナ人を同國軍隊中に算入し得ない以上、自力を以て抵抗することは不可能であつた。斯くて殘されたものは英佛協同解決案の承認のみとなつたのである。扱て既にベルヒテスガーデンに於て合意を見たる如く、ヒットラー總統とチェンバレン首相との間に會談が續行され最後の諒解に達するものと察知されたが本質的には既に一致し唯個々の實施方法に付き問題を殘すのみであつた。然るに期待に反し端なくも此處に難事が發生し、事態は又しても逼迫を告げるに至つたのである。

獨逸は可及的短期間に讓渡が行はるゝ様極力要求したのであつて、此の必然性はチエツコ人が忍び得ざるテト行爲を行ひ、而も尙土壇場に於て讓渡地域境界を移動せんが爲め最大多数のズデーテン獨逸人に對し其の追放を強要せんと企圖してゐた事實に依つて生れたものである。此の間二十一萬四千人に上るズデーテン獨逸人逃亡者が獨逸に救助を求め、又チエツコ人の支配が今後依然として當該地域に於て維持せらるゝ限り、逃亡者の數が益々増大することは明かであり、而も加之從來の經驗より見て今後事態が普通の外交手段に依つて處理せらるゝ限りチエツコ側は計畫的に遷延政策を講ずるやも圖り知れなかつたのである。ベネシユ大統領が假令英佛協同解散案に同意したにせよ、彼の活動範圍が決定的に喪失した譯ではなく、時日を得れば彼は尙幾多の否絶の者を救ふことが出来たであらう。列強間に意見の相違を生ぜしめ、巴里乃至倫敦の空氣をさへ轉換せしめ、又ブラーグ又モスコが望んでゐた大衝突を惹起することは全然見込なきものではなかつたのである。其處で獨逸は自國の利益の爲めのみならず同時に歐羅巴と世界平和の爲めに行動し、九月二十二日英國首相がゴードスベルクに到着するや、讓渡地域は十月一日チエツコ側より明渡し獨逸に引繼がべきこと及び民族の比率に疑問ある地域に於ては十一月十五日迄に國際委員會管理の下に國民投票を施行すべしとの要求を提出したのである。

驚くべきことには此の合法的にして而も中庸を得たる要求が反對に遭遇したることである。ベネシユ及諸外國の共鳴者達は直に此の機會を利用して、又新に急迫の時期が到来したのである。九月二十三日夜早くもブラーグ政府は全チエツコ兵の動員を發表し同時に此の措置は英國及佛蘭西兩國政府の勸告に基いたものであることを明にし

たのである。然るに「タイムズ」紙は英國政府は斯かる勸告を行つた筈を斷じてなしと報じ、寧ろチエツコ公使がゴードスベルク會談前及會談中英國外務省に於て動員の必要を示唆したものであるとしたのである。英國外務省に於ては之に對して獨逸軍がチエツコ領に進駐するに至つた場合、英國は武力援助を爲すべき道義上の義務を負担する以上、今後チエツコに對し忠告を爲し得るものではないとの見解を持してゐたのである。依つてチエツコ政府に對し独自の裁量に従つて行動する様委任したが、然し此の措置に對する責任はチエツコのみが負擔すべきことを強調し、之によつて生ずることあるべき重大なる結果を警告的に想起せしめたのである。何れにせよ斯かる意見の交換は當時首相がゴードスベルクに滞在中であつた爲め彼の豫知することなく行はれたのである。扱てブラーグ政府の此の誤れる行動は一般の空氣に不利な影響を與へる外はなかつたにも拘らず、最初は其の目的を達成したのである。世界の新聞は又してもチエツコ・スロヴァキアに加擔し、獨逸の新要求に言及して異口同音に之が拒絶せらるべきを説き、直接大事件に達するべき競争を煽動し、情報入手の凡ゆる可能性が提供せられてゐた責任ある政治家の間にあつてさへ真相を究め得ざる者あり、又ルーズヴェルト米國大統領が、單獨に責任を負ふべきチエツコ國大統領に警告を發したのみでなく、同時に又ヒットラー總統に向ひ教訓的な語調を以て交渉を破棄せざる様警告せしめ、以て平和維持に貢獻し得るものと信じてゐたことは大に注目すべきことであつたのである。斯くて彼は苛酷な然し當然の拒絶を受くるに至つたのである。即ち九月二十七日付の回答に於てヒットラー總統は歐羅巴情勢を默視し得ぬ迄に急迫せしめたこと特に獨逸國民壓迫は亞米利加の共同責任たるこ

とを極力指摘し「戦争を欲するか、平和を欲するか、それは獨逸政府の手中にあるのではなく、一にチェッコ・スロヴァキア政府の手中に在るのだ」と回答電文は結んだのである。更にヒットラー總統は九月二十六日伯林のシュポルトバラストに於て事件の経過を述べ、事件の責任特に事態を再び尖鋭化せしめた責任がベネシュに在ることを明にしたのであつたが過熱的気分は制止されるものではなかつた。即ち英國及佛蘭西は動員を開始し、又二ヶ月後の十一月三十日チアノ伯が議會に於て行つた演説により世界は伊太利が當時獨逸加擔の意思の下に同様部隊の戦時編制を準備しつゝあつたことを知つたのである。

然るに事態が最高潮に迄悪化した瞬間解決の途が拓かれたのである。九月十八日チエンバレン首相は下院に於て外交政策に付き報告を行ひ、彼の演説が結論に近づくと共に誰しも戦争勃發は最早や阻止するを得ずとの言明以外には何物をも豫期出来なかつたのである。其の時彼に一枚の「メモ」が渡されたのである。彼は演説を中断し、全く異つた語調を以てヒットラー總統の招請に應じ明日ミュンヘンに於てヒットラー、ムッソリーニ、グラヂエ及自分との間に會談が行はれることになつた旨を報告したのである。傍聴者は英國議會數百年の歴史中未だかつて見ざる熱烈さを以て驚愕と歡喜とを表明したのであつた。

之と同日の九月二十八日、獨逸に於ては英國政府も將又佛蘭西政府も危機解決の新提案を行つた旨政府の發表があり、又チエンバレン首相は更めてヒットラー總統との會見を申出で、同時にムッソリーニは問題解決の爲め協力する用意ある旨を言明したのである。斯かる事情の下にヒットラー總統はズデーテン地方の平和的獨逸保護

を實施する爲め最後の努力を拂ふ決意を爲し、三國政府首腦を親しく會談に招請したのである。此の最後の努力に依つて目的は達成された。即ち四ヶ國巨頭は九月二十九日ミュンヘンに會合し同日中に意見の一致を見るに至つたのである。之は九月二十三日の獨逸の提案を基礎とするものであつたが、斯くしてズデーテン地方を即時保護すべしとの獨逸の要求の妥當性は承認されたのである。然し全地域の即時保護が技術的に困難なることを認め、十月一日より十日迄の間に順次保護を行ふことに合意の成立を見たのである。此處では地圖上に四地域を決め、十月八日以降同月十日迄に保護せらるべき第五の地域の境界は國際委員會に依り決定せらるゝこととなつた。之に依りチェッコ・スロヴァキア側のテロ行爲も將又全ての選延策も不可能となり、同時に前記四ヶ國とチェッコ・スロヴァキア國の代表より成る國際委員會が組織され、第五地域と共に國民投票の行はるべき地域を決定することとなり、又國境の最後の決定も同委員會に委託せられたのである。同委員會はワイゼツケル次官司會の下に直に伯林に招集され、國境に付ては獨逸、チェッコ・スロヴァキア當事者及其他の三列強に依り妥當且合理的であると認められた爲め國民投票は凡て破棄せらるゝこととなり、茲に同委員會は其の使命を完了することが出来たのである。

更にズデーテン地方明渡に當つては同地方内の現存諸設備を毀損せざる様チェッコ政府が責任を負担し又チェッコ政府は四週間にズデーテン獨逸人兵士及警官全部を解職すべきこと及同期間にチェッコ政府は政治犯に因り禁錮刑に處せられたる囚人全部を釋放することも決定され、最後にチェッコ領内に住居を有する獨逸人

並讓渡地域内に市民権を有するチェッコ人に對しては國籍選擇權が容認されたのである。既に十一月二十日獨逸及チェッコ・スロヴァキア間に條約が締結され、此の協定は眞價を發揮するに至つたのである。

同協定には附屬聲明書が添付され、之に依つて波蘭及洪牙利は少數民族問題に關し三ヶ月以内にチェッコ・スロヴァキアと協議を遂ぐる様委託され、若し協議が成功せざる場合は、更に四ヶ國政府首腦會議が自論されたが事實此の協議は交渉の方法に依つては目的を達成することが出来なかつたのである。然るに雙方は兩者間に横はる意見の相違を前記四ヶ國會議に持ち出さず、却て獨逸及伊太利に判決を懇請することを採らざつたのであつた。之は列強に對する同國の立場よりして極めて注目すべき現象であり、二名の仲裁官が任命されたといふ事實も亦大に注目すべきことであつた。斯くて凡ての同意は除外され、一人の仲裁官が完全に意見の一致を見た上で始めて判決が下され得ることとなつたのである。此の目的は達せられフォン・リッペン・トロッツ及チアノ伯は十一月二日維納に於て判決を下し、之に依つて洪牙利にはトリアノン條約の爲め割讓された面積一萬二千平方軒、人口百萬を有する上部洪牙利地方次に波蘭には面積一千方軒、人口二十三萬を有するチェッコ領が割讓せらるゝこととなり、兩當事國は右判決を承認し又同地域の割讓も實施されたのである。勿論判決の個々の點に付ては兩國共遺憾とするものもあつた。假りに洪牙利人がブレスブルクの歸屬しなかつた點を不満とするならば、スロヴァキア人はカンヤウ(Kanauj)の喪失を、ウクライナ人はウツホロト(Uthorot)の喪失を苦痛と感ずる譯である。然し當事者の五十パーセントは如何なる判決にも同意出来ないものであるとの古代法學者の言は仲裁判決の場合にも

適用せられるのであつて、之は如何なる方法に依つても絶滅することの出来ない論理的必然性である。更に仲裁は民族學的基礎の上に嚴正に新國境を劃定したのであるが、然し歴史的乃至政治的要求を考慮に入れることは斷乎峻拒したのである。夫れは然らざれば克服出来ぬ困難が生ずる爲めと、又斯かる場合相互に矛盾する考へが必然的に衝突する結果となり何れに重點を置くべきか其の基準が缺如してゐた爲めであつた。

以上の如く凡ての希望が實現された譯ではなかつたが、然し維納の此の解決方法は結局實際的に考へて正義の要求に應じたものであり、更に又波蘭及洪牙利兩國は彼等の國民的努力が結實したとすれば同時に果斷と平和愛とに支持された獨逸の政策に感謝を捧ぐべきであつたことは看過出来ないことであらう。何れにせよ獨逸の立場より見て正に此の獨逸の政策こそ二十年に亘り他民族の支配下に筆紙に盡し難き苦難を嘗めた三百五十萬獨逸人同胞を解放せしめ、以て獨逸國に復歸せしめ得たことは根本的にして且決定的なものであつた。斯くして一滴の血をも見ることなく一つの重大なる不正は償はれたのである。

第四章 大獨逸國

二五 アンゲロサクソン諸國

一九二八年九月二十九日のミュンヘン協定は、毀損された正義を回復し、二百五十萬獨逸人同胞を其の母國に復歸せしめたのである。之に依つて不正を蒙つた者はなく、チェッコ・スロヴァキアと雖も正當に要求してゐたものは聊も奪はれなかつたが故に不満を抱く何等の理由もなかつた譯であり、列強は歐洲の心臓部に於ける斯くも危険な紛争の種が除去されたことにつき衷心満足を感じる事が出来たのである。即ち彼等は何等の損失をも蒙らなかつたし、國際聯盟没落後始めて否世界大戰勃發以來始めて歐羅巴四大列強の成果ある協同の可能性が實證されたことは、ミュンヘン會同の積極的結果として残るものであつた。而も此のことは此の協同が英國首相の斡旋に依るものである丈に愈々満足なる結果を齎すこととなり、彼の功績は獨逸の一般輿論に依つても躊躇なく承認されたのである。斯くの如くミュンヘン協定は大國今後の協同及協調の基礎を提供し得たのであつた。更にソ聯は協定より除外され、露府に於ける如く世界平和に資すべき協調を妨害することが出来なかつたのである。此の見解は會談中にも行はれ、就中九月三十日の獨逸總統と英國首相の共同聲明中に現れたのである。右兩巨頭は同聲明に於て前日署名のミュンヘン協定並一九三五年六月十八日の獨逸海軍條約を今後絶對に戦争を行はず

との獨英兩民族の希望を象徴するものと看做し、又兩國に關係ある他の問題をも協議の方法に依つて之を處理し、斯くして意見の相違を來すべき諸原因を排除するに努め、以て歐洲平和の確保に貢獻せんと決意するものであると聲明したのである。

斯様にして締結された條約はなく、又右の聲明も法律上何等斬新なものではなかつた。今後戦争を行はずとの希望は既にケロッグ條約に於て言明された何等拘束力なき蒸返しを意味するものであり、協議の方法を認むるとは獨英兩國間に外交的關係が現存する以上尙る當然のことであつたらう。夫れにも拘らず右の聲明は之に依つて獨英關係に新出發點が齎さるゝ以上極めて注目すべき結果を具現するものであり、英國も亦世界大戰後に於ける條約體制の輻輳より離脱する用意あることを明にし、民族及國家の關係を相互に心理學的基礎の上に樹立せんとする獨逸の見解を信奉したのである。

然るに遺憾乍ら雖もミュンヘン聲明は英國に於ては所期の効果を收め得ないことが實證された。輿論の大部分はミュンヘン協定を目して英國の敗北なりと看做さんとする傾向を有し又獨英共同聲明を固持して歐羅巴新秩序の基礎を之に見出すのは元來唯側近の協力者を頼みとするチェンバレン氏個人に於てのみさうであつたとの印象を避けることは困難であつたのである。假りにチェンバレン氏、ハリファックス卿及サムエル・ボアス氏がミュンヘン協定の成果を辯護したにしても、同内閣が大體に於て「ミュンヘン協定に依り平和は確保された、扱て我々は軍備を行はん」との方式に當て嵌めんとする態度を採つたことは極めて珍奇な印象を與へたのである。此

の態度は十一月十日下院に於て國防相インスキップ (Inskip) が行つた報告中に現はれた。即ち一九三五年以來海軍費は倍加し、陸軍費は三倍、空軍費は五倍となつたと言明したのである。

無論英國が一九一九年以來等閑視してゐた軍備を強化したにせよ強ち非難を浴びせる権利は何人も有しない譯であり、特に佛蘭西に對して長く後手を打ち続け而も此の爲め佛蘭西に依存する結果となつてゐた丈に軍備増強の動機は多分にあつた譯である。然るに軍備實施の速度は奇異の感と與へざるを得なかつたし又國民の前に強調した其の意義は尙奇異なものであつた。然し斯くして覺悟された疑惑の念は、自由主義且社會主義の原則と合致して元來平和主義的思想を抱懐する外なかつた反對黨が、今日となつて軍備擴張計畫を尙不充分なりと非議し且之と密接に關聯してミュンヘン協定及同盟を攻撃し來つた其の態度に依つて増大したのである。更に疑惑を與ふるのは保守黨の著名な黨員が之と歩調を一にしたことであり、又彼等の行動が首相であり同時に又黨首であるチェンバレンに依つて隨時防止されたにも拘らず結局之が許容されたことである。此のことは英國の言論自由の原則に由来するものではなく、寧ろ反對に黨魁が演練整備されてゐたこと及黨員が絶對的な意義を持ち各議員は徹々たる否殆んど絶無の意義を持つに過ぎないといふ點が喧嘩されなければならないのである。之は黨籍變更の自由を認めるものであり、實際に之を行使しても惡事ではなかつたのである。然るにウインストン・チャーチル、ダフ・クーパー、アントニー・イーデンの諸氏は保守黨に留つてゐるにも拘らず大膽且何等の障害もなくチェンバレン首相の政策と闘ひ多數の黨機關新聞の支持を受けてゐたのである。

要するに之等の政治團體及之を支持する新聞が如何なる考へによつて態度を決するかは正當に認識することは出来なかつた。無論其の一部にあつては原則的に政府反對の役割を演じたのであらうし又他人の成功を見て己の敗北と爲すが如き彼の個人生活に有り勝ちな思想も加つてゐたであらう。尙重大なのは極端平等價值論に關するイーデン氏の注目すべき學說の中に其の道理ある根據を見出す所の英國人の感覺にとつて物珍らしい權威的統治體制に對する嫌厭であらう。然し以上は凡て説明としては完全ではない。新に發生して自國の首相の努力を水泡に歸せしめんとする凡ての盲目的な反證に對して不感症である此の對獨敵性を理解せんが爲めには更にもう一つの動機を願望しなければならぬのである。

即ち此の動機は其の方法に於て極めて巧妙な計畫的且目的を意識せる猶太人の宣傳中に見ることが出来るのであつて、此の猶太主義は英國に於ても將又亞米利加合衆國に於ても對獨嫌惡の種を蒔かんとして全勢力を傾注したのである。彼等は一九三三年に之を開始し、其の宣傳運動は年と共に熾烈となり、獨逸の民族法規の發展の完成に伴ひ愈々増大したのである。然し英國の一般輿論は益々以て其の魔力に魅せらるゝに至つた。英國民自身が元來羨むべき程の民族意識に溢れ、而も數世紀に亘り其の支配下にある有色人種に對しても之を守り続け得たことより見れば之は無難に理解出来るものではない。然るに猶太人に對しては此の民族的意識は適用出来なかつたのである。世人は猶太人を他民族と見ず一個の宗教團體に過ぎずと見てゐるのであつて、基督教會の影響下にある一般人は之に對し無限に多くのことを感謝しなければならぬと信じてゐたのである。恐らく英國國民は、彼

等英國の淵源を、今は消滅したと云はれてゐるが、猶太民族第十三番目の種族に對して、負つてゐるとの不思議な傳説も手傳つてゐるであらう。勿論又英國が之を希望せざるのみか、他く迄英國に怖れられ且拒否されたにも拘らず、猶太人の獨逸よりの集團移住が全英吉利帝國に氾濫するに至つた畏怖の念も重視された譯である。之は確に極めて非論理的である。然し夫れ故理解出来な譯ではない。加之決して英國のみに存するとは限らな（Ein）の感情も加はつたのである。即ち一九三八年七月五日ルーズヴェルト大統領の招請によりエヴァン（Evan）に於て開かれた會議に代表を派遣した三十一ヶ國全部が此の感情に依つて支配されたことが實證されたのである。同會議抑よの目的は獨逸より驅逐された猶太人救済に在つたのであるが、開會劈頭より猶太人救済の希望は表明されず寧ろ之を奪滅せんとする意思が参加者の間にはつきりと現れたのである。成る程總ての演説者は異口同音に獨逸法規の批判を行つたし又彼等代表國は寛大及厚遇の崇高なる原則を認めるものであると爲し、更に又彼等代表國は自國の歴史に徴して之に關する新證據を提示したことを明にしたのである。然し同様異口同音に彼等は大量の猶太人移住を引受け得ない理由を正當付くべく、世界經濟恐慌、現下の失業問題及餘地の不足を引證したのである。此の際或は明示的に或は暗示的に繰返し示現されたのは猶太人避難民の殺到が、延いては從來無關係であつた國々に於ても猶太人問題を發生せしむるのではないかとの懸念であつた。換言すれば猶太人の居住が増大すればそれは不可避免的に自國民防衛の措置に出づる外なく、斯くては聲を大にして賞讃された彼の寛大厚遇の原則も無視せらるゝに至るであらうと豫見されたのである。獨逸の立場の正當性と之に對する批判の反

駁とは正に此の點に在つたのであるが、此の結論は看過されたのか將又之を躊躇したのか、勿論下されなかつたのである。

英國は領土の廣大なるにも拘らず又オーストラリア、加奈陀及ニュージランドに人口稀薄の領土を有しながら、他の諸國に於けると同様猶太人の移入を拒否したのである。然しそれにも拘らず此の結論を下すとは思ひ止つたのである。一般は獨逸國民の生存必然の前には眼を閉ぢ、又何れの國家も自國の國內事項は之を自己の裁量に基いて規整する権利を有するといふ原則を輕視して、何等の反對もせず猶太的宣傳に屈服し去つたのである。平素は極めて知性的で經驗ある嘗ての首相ボールドウィン卿ですら猶太人移住者の利益の爲め告示を掲げ斯くて猶太主義宣傳に新な支柱を提供するに至つたのである。斯様にして獨逸と英國間の空氣は一九三八年の最後の數ヶ月間に再び尖鋭化し、ミュンヘン聲明の成果に對する期待が左程大きなものではなかつたことは又何ともし難いものであつたのである。

同じ理由で獨逸と亞米利加合衆國との間にも幾多の困難が發生したのである。元來兩國間には至も政治的對立はなかつた。其の關係は要するに經濟的方面に局限され又元來接觸面もなく、従つて摩擦面もなかつたのである。然し亞米利加に於ては恐らく英國に於ける場合よりは一層強く獨逸の民族法に對する理解が期待されてゐたにも拘らず、亞米利加にも猶太人の影響が及ぶに至つたのである。亞米利加に於ては有色人種制限は北部諸州に於て極めて嚴守され、所謂リンチ事件が絶えず繰返されることに依つて如何に根強く民族差別意識が大衆の間に

迄滞んでゐるから判るのである。それにも拘らず猶太主義宣傳は實行されたのであつた。上は大統領より下は港の労働者に至る全ての亞米利加人の間には、自分等こそ崇高なる使命の擔ひ手であり、其の生活様式は神のみが希念し給ふ所のものであり、従つて世界の全民族を教化し神慮に副はしめることが自分等の權利であり義務であるといふ確信があつた。而も此の確信が猶太主義宣傳と結び付いたのである。獨特な而も原始的な方法に依つて物質的な打算と結び付いてゐた此の思想は數十年の間に、他國を教師臭く説教し又モンロー主義中に具現された國民的獨斷とは明に矛盾するに拘らず他國の内政に干渉する結果を招來し、亞米利加の世界大戦参加に當つても、此の思想は決定的な役割を演じたのである。

扱て之は獨逸の民族法非議や新獨逸國家形態、従つて又伊太利のそれに對する峻拒の裡に現はれ、同時に多くが全然實情を理解し得ざる誤解に因るのか、それ共惡意に因るのか、將又畢竟利己的目的に致せんが爲めか要するに之を決定するに困難な種々の思想過程が派生したのである。獨逸及伊太利は亞米利加大陸征服の計畫を抱き、先づ國民社會主義及ファシズムの宣傳に依つて同國の抵抗力を弱体化せしめ、以て武力攻撃に訴へんとする意圖を有してゐたのだと極力主張されたのである。之は理性ある判斷に訴へれば病的の域すら逸脱した妄想の所産と見る外はないのであるが、ルーズヴェルト大統領すら「眞實とは思へぬが」、ハル國務長官と共に之を支持し、一九三八年八月二十日既に彼はキングストン訪問を機として演説を試み、加奈陀が若し攻撃の對象となつた場合之が援助を約するものであると爲し、次いで十二月九日リマに於て第八回汎亞米利加會議が招集せらるゝと

共に、ヨーデル・ハル長官を首班とする合衆國代表は中南米諸共和國をして緊密なる團結同盟を結ばしめ此の支援を得て、脅威することあるべき全體主義國家の攻撃に備へんとしたのである。然し凡ゆる努力にも拘らず、此の計畫は就中アルゼンチンの反對の爲め失敗に歸したのであつた。それは脅威の危険が實際上存在せざること及要するに問題は此の隣著によつて中南米諸國をワシントンの支配に屈服せしめんとするに歸着するものであるとの認識を押し進めた結果である。斯くの如く會議の成果は主として紙上の決議以外は、或は起ることあるべき攻撃に對して共同防衛の措置に出でんとする決議を麗々しく述べた「亞米利加の連帯責任の宣言」に留まるものであつた。

然しながら此の間ワシントンは同國の對獨關係悪化を招來する爲め全力を傾注してゐたのである。即ち獨逸の民族法に依つて亞米利加猶太人の利害が毀損されるであらうと非難して、繰返し事實無根の抗議を獨逸に提出したのである。十一月には同國大使に對し報告の爲め歸還を命じ、次いで獨逸も亦此の例に倣ひ、斯くて兩國は代理大使に依つて代表せしめたのである。次には亞米利加の政治家は明に獨逸の内政に干渉するが如き許し難き言明を爲し、最後に内務長官ハロルド・イツクス (Harold Ickes) はクリーヴランド (Cleveland) の猶太人協會に於ける演説中不遜にも獨逸國及ヒットラー總統に對する不信の攻撃を敢てしたのである。獨逸は之に對し凡ゆる方法に依つて抗議を行つたが、國際慣習に反してワシントン政府は斯かる場合に行はるゝ名譽恢復の措置を拒否したのである。獨逸は此の態度を新聞掲載の見解表明を以て明にするに止めたのであつた。

右は十二月の最後の數日間起つたものである。翌年一月四日、議會提出の教書に於て大統領は重ねて全體主義國家に對し奇怪極まる攻撃を恣にし、斯くして一九三九年は兩國間の緊迫状態の裡に明けたのであつた。英國首相は一月六日の公式聲明を以て、ルーズヴェルト大統領の教書に賛意を表明することを妥當と信するものと爲したのであるが、獨逸に於て之が怪訝の念を以て取り上げられたことは至極當然のことであつたのである。

二六 一九三八年十二月六日の巴里聲明

獨逸の佛蘭西に對する關係は英國のそれとは種々の點に於て性質を異にするものではあるが、大體同様の形態を採るものであつた。

ミュンヘン會議は佛蘭西に於ても事態の緩和を齎したが、佛蘭西の輿論は他民族領土たるチェッコ・スロヴァキアの分割は同盟關係が現存する以上、殆ど例外なく自國の地位を弱体化せしむるものであるとの感情を懐きながら、尙且之に甘んじてゐるかの如く思はれたのである。然して十一月二十二日新佛蘭西大使クワロンドル(Comte de Helldorf)がヒットラー總統に信任狀を捧呈したとき、聴き落し出来ない程誠心誠意の挨拶が交され、同時に又九月三十日獨逸間に交換された同性質の諒解が獨佛兩國間にも準備されるであらうと發表されたのである。其の際佛蘭西が同國自身は何等關與せず、從つて英佛友好關係を毀損するが如き獨逸接近は之を成立せしめ得ずとする

提案を爲したとの英國側の報道が果して當を得たものであるか、之は別問題であつた。

何れにせよ獨逸は即刻差し延べられた手を握る用意を爲したのであるが、此の際本質的に問題となるのは、ザール地方の復歸以來、佛蘭西との諒解を妨害すべき何物をも存在せざることを一再ならず強調したヒットラー總統の希望が達成するか否かの點であつた。最初は勿論佛蘭西の國內情勢の進展振りを待望する必要があつたが、然しグラデエ内閣は一方ミュンヘン協定に對し、他方此の結果に因る財政改革に對する攻撃的となり事態は十一月三十日總罷業を宣言する迄に逼迫を告げたのである。次いで政府が此の勃發阻止に成功するや、リッペントロップ外相は巴里に赴き十二月六日同地に於て將來に於ける友好關係の基礎を確立すべき聲明書に署名をしたのである。其の特徴とする所は英獨聲明と同様法律的ではなく心理學的に考慮された點であり、特に重大と思はるゝ點はチェッコの危機が佛蘭西の條約體制の崩壊を齎した今日、佛蘭西も亦從來執り來つた見解から離脱して新なる考へ方に依らんとするかに見えたのである。勿論佛蘭西新聞中には此の新なる考へ方を獨自のものたらしむることを欲せず、又之を爲し得ざる聲が少くなかつたのである。彼等は巴里聲明を評價するに過去の條約と同等の視點に立ち又法的拘束力に關する其の内容を慎重に検討し、其の結果彼等は現在の國境を承認する點に重點を置き、新にエルザス・ロートリンゲン地帯に付言明するに至つたのである。反之獨逸の見解に依れば同聲明の骨子即ち兩國政府の意思表示は今後善隣關係を増進し且生ずることあるべき問題は之を共同審議の下に解決せんとするに在つたのに、彼等佛蘭西新聞は之を些細な重要ならざるものとしたのである。

之は過去の時代の單なる餘剰に過ぎないものであつたと考へてよかつたが、同時に此の傾向に於ても將又巴里聲明の一般的批判に於ても樂觀主義が存在しなかつたことは蔽ひ難い所であつた。此の聲明は今後の關係の前提を創造し、又其の基礎を樹立するものであつたし、之等を前提とし之を基礎として始めて新獨佛關係は發展すべきであつたのに、未だ之無く又有り得なかつたのである。獨逸側には幾多の善意が存して居り、佛蘭西の國政を掌理する人々も亦善意を有してゐた様であり又世界大戰の恐怖再發や永年に亘る敵對行為繼續を獨逸國民と同様欲せざる佛蘭西國民大衆も同じ善意を有してゐると豫見してもよかつた。されど民主主義的議會共和國にあつては國民の善意や賢者の明察よりも政治家及政黨の惡意が強いものであり、又人類の福祉を綱領に掲げて、而も同時に凡ゆる荒唐無稽の軍國主義よりも血を渴すること強き平和主義信奉者の惡意が強烈なものである。グラデー及ボンネが盡力した獨逸との諒解を妨害せんとしたのは正に彼等であつた。彼等はミュンヘン協定政策を攻撃し又巴里聲明の仇敵でもあつたのである。

グラデーは總選挙の勝利者であつた。然しブルボン王朝(Bourbon)は勝利者を愛しなかつたのである。即ちグラデー内閣は十月ミュンヘン協定に關する投票に際して、反對七十三票に對して、賛成五三四票の多数を得たが、十一月十日には賛成三二五票反對二四一票の投票を見たのである。十二月二十二日既にグラデー首相は再度信任問題を提起する必要に迫られ、今回は賛成投票の勝勢は僅かであつたのである。即ち政府派二九一票、反對派二八四票であつた。此の關係は歳末、豫算案が上程され、信任問題が五回以上に亘つて提出されたとき再び政

府側に有利に變化したのであつた。一月二十六日の外交問題に關する討議は二回に亘り信任投票を問うたのであるが、一は賛成三七九票、反對三三三票、他は賛成三〇六票、反對二三四票の結果を齎らしたのである。之にも拘らずグラデー内閣が確固たるものになつたとは看做し得なかつた。従つて獨佛關係の發展についても確實性を以て發言する譯には行かなかつたのである。巴里聲明が創造したのは基礎であり條件であつた。夫れ以上のことは將來に俟たなければならなかつた。何となれば獨逸の善意は斯くも明白に確立され而も佛蘭西に於ける今後の事態の發展は斯くも不透明であつたが爲めである。

加之獨逸の佛蘭西並英國に對する關係については之等兩國の伊太利に對する關係が影響するといふことであつた。英國はエチオピア戰爭に依つて生じた海に橋を渡さんとして一九三七年一月一日早くも地中海に關する協定を締結したが、之は諒解を得る時期が熟してゐなかつた爲めに其の目的を達成することが出来なかつたのである。然るに一九三八年四月十六日羅馬に於て英伊間に横はる全ての懸案を調整すべき極めて廣泛な新協定が署名されたのである。それは地中海のみならず、スエズ運河、紅海、サウヂェン(Suez)及イエメン(Yemen)の所有權問題、タナ湖(Tanasee)共他各種の問題に關するものであつた。個々の問題は扱て置き英國が伊太利を始めて地中海及近東に於ける權利平等國と認めたことは重要な點であつた。然るに同協定は二個の條件の下に置かれたのである。即ち一方西班牙に於ける伊太利義勇軍問題、地方伊太利主權の承認問題が解決されて始めて效力を發生すべきものであつた。之等の條件が充されたと看做す迄には半年以上の歳月を閉したのであるが、十一月

十六日同協定は效力を發生し、斯くして英伊兩國間の敵對關係は克服されたものと見ることが出来たのである。佛蘭西と伊太利との關係は極めて困難な状態であつた。問題は單なる利害關係のみならず、エチオピア戰爭中佛蘭西が演じた一人二役に關し激憤に迄昇じた伊太利の憤激であつた。成る程一九三八年の初め英國の斡旋によつて早くも交渉を開始したが、諒解の爲めの心理的基礎が缺けてゐた爲め、五月には早くも決裂するに至つたのである。而も同年終りには突如關係は尖鋭化し、十一月三十日議會演説に於てチアノ伯が伊太利國民の自然的努力によつて言明したとき議員中よりチユニス、コルシカ(Corsica)及ニツツア(Niutza)に對する伊太利の要求を想起せしむる發言があり、之に續いて示威運動が行はれ、参加者は此の叫びを繰返したのである。佛蘭西は之を動機として外交行動を起し、同時にチユニス、コルシカに於て示威運動を始め、此の間伊太利人は襲撃を受け其の財産は毀損されたのである。此の結果再び激烈なる新聞言論戦となり、伊太利の要求は斷乎として主張されたのであつた。伊太利の要求は即ちチユニスに於ける伊太利移民の調整、ネエズ運河管理に關する伊太利の適宜開闢及エチオピア開拓の爲めデブチ港並デブチ、アヂス・アベバ鐵道の利用の三點を目的とするものゝやうであつた。然るに佛蘭西の一般輿論は此の問題に本格的に立入ることを避け、佛蘭西の植民地が最も重大なる危害を受けたかの如く事態を説明し、グラヂエ首相も一九三九年劈頭チユニス及コルシカへ示威旅行を計畫したとき同様の態度を採つたのである。

伊太利は法的立場を明にすべく、十二月十七日巴黎政府に對して一九三五年一月七日の羅馬協定を無効と看做

す旨の通告を行つたのである。事實當時の批准書は交換されて居らず、従つて伊太利は全く自由な手を有してゐた譯である。同時に伊太利新聞に於て、當時エチオピアに關し秘密協定が締結されてゐたこと即ち當初より極めて蓋然性あるものであつたが、然し正當性を證明するには其の證據が缺けて居た一つの事實が始めて確認されたのであつた。

三月再びムツソリニ及グラヂエ兩首相間に會談が行はれ、前者は伊太利の要求を固執し其の要求する所はチユニス、デブチ及ネエズ運河であることを公然言明し、後者は之に對し羅馬協定の範圍内に於て交渉を開始する用意あることを言明し、更に佛蘭西は同領土を寸分たりとも將又同權益を一つたりとも抛棄するものではないことを力説したのである。

斯くして一九三九年劈頭又もや緊迫状態が発生し、獨逸並獨佛聲明の成果如何の問題は未決の儘放置せらるゝこととなつたのである。

二七 東進政策問題

世界大戰前既に獨逸東進政策の標語は佛蘭西、スラヴ諸國、特に露西亞新聞の獨逸國に對する報告に表せられ、苟くも東方を目標とする凡ての政治的乃至經濟的活動は決つて此の東進政策の現れとして唱道され而も事實無根の往々にして全く空想的な征服計畫とさへ結び付けるに至つたのである。

世界大戦直後敗北を喫した獨逸はヴェルサイユ及ワイマール体制の爲め自國に残された領土を守護することすら全く出来ず、況んや其の擴張等考へることも出来ず又事實考へしなかつたにも拘らず、此の芝居は又もや始められたのである。苦境を緩和すべき最も極へ目な經濟措置すらも此の標語を頼んで攻撃され又例に依つて妨害されたのである。就中武力政策的努力とは凡そ縁遠し一九三二年三月十九日のワイマール議定書中に考慮された獨逸關稅同盟も亦此の運命を持つに至つたのである。此の場合彼の東進政策の標語を利用した諸國はヴェルサイユ條約の桎梏に窺息しつゝある獨逸が自山な場所への途を見せざるを得なかつたことを無感覺に感じてゐたが故に、果して之を利用する資格あると信じてゐたかどうか或は又彼等は佛蘭西が東部歐羅巴に確立した覇權を維持せんとする目的を追求したかどうか、之を決定することは困難である。事實過去に於て勢力を揮つたのは佛蘭西の東進政策であつた。先づ波蘭が、次いで佛蘭西の政策に推し込まれ獨逸攻撃機軸の右腕として活動すべき使命を擔當したソ聯がさうであつたのである。東南諸國も僅少ならず佛蘭西の手先となつた。小協商國の基礎となつた同盟は佛蘭西の煽動に起因するものであつた。本文に依れば右同盟はブルガリア及洪牙利を目標とするものであつたが同時に暗黙の裡に獨逸及伊太利を目標としてゐたものである。又ダニューブ聯邦結成に努力して其の都度失敗に終り而も尙其の實現を試みてゐた佛蘭西の經濟方面に於ける諸計畫も此の目的に役立つものであつた。

此の佛蘭西の後見と絶えざる佛蘭西の使喚に倦意を覺えたのは最初波蘭であり、次いでユーゴスラヴィアが

之に倣つたのである。ユーゴスラヴィアは獨逸と同國間には聊も政治的對立なく、又佛蘭西の對獨逸性を助長すべき理由なく將又嘗てセルビアが埃太利、洪牙利に對して感じてゐた敵性を獨逸に轉ずる道理もなかつたことを知つてゐたし、更に經濟的立場より見て獨逸は佛蘭西とは比較にならない程物資を提供し得たといふ事實があつたのである。即ち獨逸は自國工業生産品と交換にユーゴスラヴィアの農産物を多量に購入し得たのに對し、佛蘭西の市場は自國の北亞弗利加領土就中アルゼリアの輸出を受入れる餘地すら有してゐなかつたのである。然し佛蘭西は經濟的犠牲を拂ふ用意は毫もなかつたし、其の同盟國が嘗て此のことについて欺瞞されたとしたならばそれはエチオピア制裁進軍の經驗に依つて致へられてゐた譯である。成る程佛蘭西は當時國際聯盟規約第三章第十六條に基きユーゴスラヴィアの對伊太利通商關係斷絶に因り蒙る損失に付ては之を補償すべき義務を承認したのであつたが、一九三六年二月露府に於て全く逸話の様な事實が確かめられたのである。即ち佛蘭西は右の同國の義務を履行する爲めユーゴスラヴィアより全十一頭の馬を——絶対に十一頭である——購入したと云ふのである。

斯くの如くにしてユーゴスラヴィアは先づ經濟的立場より獨逸に接近するに至り纏て又不可避的に政治的方面にも及んだのである。之を追つて伊太利との接近が齎らされたが、此の條件は伊太利の自然的發展慾がエチオピア征服に於て充足され、バルカンを聊かたりとも目標とせざることに依つて生れたものであつた。斯くて一九三七年三月二十五日兩國間に條約が締結され、多年に亘る敵對關係に終止符を附し、今後の友好關係に對し新

なる基礎を創設することとなつたのである。茲に注目すべきは右條約が佛蘭西に於て明に不満を以て迎へられたことであつた。伊太利とユーゴスラヴィア間の對立を緩和することは、嘗て就中ルイ・パルソの最も熱心なる努力であり、而も之は兩國を對獨共同戦線に編入する爲めにのみ行はれたのであつた。然るに佛蘭西とは無關係に又此の副目的なくして諒解が達成された今日、佛蘭西は到底満足を感じる譯には行かなかつたのである。

其の他一九三七年一月二十七日ブルガリア、ユーゴスラヴィア間に條約が成立し、兩國間の懸案を直接解決に導くことは出来なかつたが、然し兩國間に正常な友好關係を樹立する意思が明にされたことはユーゴスラヴィアの採つた道とバルカンの新情勢とに特記すべきことであつた。之は亦一つの轉換を意味するものであり、更に勝者と敗者間の對立に打ち建てられ、而も此の對立を永久化せんとした彼の佛蘭西體制への絶交を意味するものであつたのである。

之等の諸事象に依つて佛蘭西が歐羅巴の東南部に建立した建物は掘り倒され九月危機と共に完全に崩壊したのである。佛蘭西はユーゴスラヴィア及羅馬尼とは友好條約を締結したに過ぎなかつたのに、チエツコ・スロヴァキアとは同盟を結び、此の限りに於て形式的であれ特殊の地位を占めてみたチエツコ・スロヴァキアは佛蘭西の礎石として貢獻した譯であつた。然るにチエツコ・スロヴァキアは佛蘭西體制より離脱せんとするかに見え、ドクトル・チヴァルコウスキー外相(Dr. Chvalkovsky)が就任するや、ヒットラー總統並リツベントロップ外相を訪問し又新聞記者との會談に於て新チエツコ・スロヴァキアは獨逸と友好關係を開始せんことを

とを眞面目に企圖しあることを繰返し言明した事實により早くも新な政治的實行への意思あることを認めてもいと考へたのである。他方勿論佛蘭西との同盟條約が維持せられ、ソ聯との相互援助條約も亦一見有効であるかに見えたことは看過出来ないことであつた。新聞はチエツコ・スロヴァキア外相が十月二十一日ソヴィエト公使に對しチエツコ・スロヴァキアは同條約に最早や何等の關心を有せずと傳達したと報道したが、尠く共政府は之を確認しなかつたのである。斯くて總て全力を悉にすべき不明朗性が發生するに至つたのである。

然るに九月事件發生前、佛蘭西は東南歐羅巴に於ける霸權維持の爲め特別の措置を講ずる必要ありと考へ、獨逸の埃太利合併後英國と提携してバルカン諸國に接近し、同時に巨額のクレヂットを提供して相互の經濟關係増進を目的とする交渉を開始したのである。兩國の新聞は獨逸側よりの經濟的搾取がバルカン全國を脅威し、遂には政治的にも屈服する外なしと主張して之を詳細に掲載し妥當なりとしたのであつた。此の英佛行動の根據は序でに他の觀斷より見ても極めて注目すべきものであつた。然るに世界の各新聞は眞面目に、獨逸が固はなければならぬ經濟的苦難について語り又現に語りつゝある状態であつた。扱て敵國の見解に依つても多數に及ぶ他國を經濟的に吸収し制壓し得る以上獨逸自體の經濟状態は左程悪化してゐる譯ではなかつたのである。之は扱て置き、以上の如く事態は阻止せらるゝことなく進展し、政治的にも順調に進み又經濟的には獨逸と彼等諸國間の相互補充の自然的關係は愈々強化され、殊にユーゴスラヴィアとは一九三八年十月二十五日新通商協定が締結され、佛蘭西新聞は之を捉へて同國輸出の五〇パーセント以上が獨逸より奪はれたことを確認せざるを得なかつたので